

国への要請項目について  
(全国アンケート取りまとめ)

## 1. ライフステージごとの要請項目

|                  |    |
|------------------|----|
| ・義務教育期間          | 1  |
| ・大学進学時、大学在学期     | 1  |
| ・就職時・社会人期        | 4  |
| ・結婚・子育て期         | 7  |
| ・退職後（高齢期・予備軍も含む） | 10 |
| ・その他             | 11 |

## 2. 人づくりに係る分野ごとの要請項目

### （1）就業分野

|          |    |
|----------|----|
| ・製造業     | 12 |
| ・観光      | 13 |
| ・情報・サービス | 14 |
| ・農畜水産業   | 14 |
| ・林業      | 17 |
| ・建設・建築業  | 18 |
| ・医療      | 19 |
| ・介護      | 21 |
| ・子育て     | 21 |
| ・その他     | 22 |

### （2）地域を支える分野

|        |    |
|--------|----|
| ・防災・安全 | 23 |
| ・地域づくり | 24 |

|                |    |
|----------------|----|
| ・文化            | 24 |
| ・環境            | 25 |
| ・スポーツ・レクリエーション | 25 |
| ・その他           | 26 |

### （3）多様な人材の活躍

|        |    |
|--------|----|
| ・女性    | 27 |
| ・若者    | 28 |
| ・移住者   | 29 |
| ・高齢者   | 30 |
| ・障がい者  | 30 |
| ・在住外国人 | 31 |
| ・その他   | 31 |

## 3. 累次要請に係る要請すべき施策

|                          |    |
|--------------------------|----|
| ・地方大学の振興                 | 33 |
| ・少子化及び子どもの貧困対策           | 38 |
| ・財源対策                    | 47 |
| ・地方への人の流れ                | 53 |
| ・政府関係機関の移転               | 57 |
| ・働き方改革                   | 59 |
| ・地方創生回廊                  | 61 |
| ・公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | 63 |
| ・その他                     | 68 |

## 1. ライフステージごとの要請項目

| ステージ  | 類型        | 国への要請事項   |
|---|-----------|---|
| 義務教育期間  | 義務教育の地方分散 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来にわたる地方へのU I ターン促進に向け、首都圏の学生が、農山漁村の魅力（生活、自然等）を体験、学習することができる制度を構築すること。</li> </ul>   |
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部の義務教育課程の児童・生徒を対象とした地方での授業受講制度の創設</li> <li>・義務教育段階からものづくりに触れる機会を提供し、地域のものづくり産業への就業を促進する活動に対する財政的支援</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住所地の学校をベース校（主籍校）、もう1校をサテライト校（副籍校）とし、サテライト校での教育をベース校での教育とみなす「デュアルスクール」制度を創設すること。</li> <li>・「デュアルスクール」に参加する児童生徒を支援する教員加配及び財政措置を行うこと。</li> </ul> |           |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が、地方の人々との交流や自然や文化等を学ぶ体験学習への支援。</li> <li>・地方の受入体制の整備・強化に対する支援。</li> </ul>  |           |   |
| その他   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・華道や茶道、日本舞踊など日本の伝統文化の担い手や地域文化を継承するための活動への支援の充実</li> <li>・本県の特徴あるオーケストラや美術館などの優れた文化的資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組みへの支援の充実</li> <li>・県内外の人々との多様な交流を拡大するため、複合的な機能を持つ、スタジアムやアリーナの施設整備に向けた支援スキームの充実</li> <li>・プロスポーツの観戦や参加型スポーツを観光資源とした交流人口拡大への支援</li> <li>・放課後児童クラブは仕事と子育ての両立を支える必須の保育サービスとなっていることから、経済的理由からその理由を控えることがないよう、低所得世帯や多子世帯が利用しやすい制度の創設が必要。</li> </ul> |
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>   |
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校から高等学校まで各発達段階に応じた体系的な体験活動については、子どもたちの学びや成長する意欲を喚起し、将来国を支える人材の育成につながることから、財政支援等の充実が必要。</li> </ul>   |
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中・長期的な人材育成にかかる施策についても、地方創生推進交付金において積極的に支援するなど、財政支援策を講じられたい。</li> </ul>  |
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル・リーダー育成の取組を先導的に実践する学校について、国の諸外国とのネットワークなどを活用した専門人材の確保に関する支援、多様な留学生の受け入れに関する財政支援を求める。</li> </ul>  |
|   |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティースクールの取組充実の中核となる人材の配置や、コミュニティースクールの成果の検証に係る調査研究に対する財政支援が必要である。また、高校へのCS導入の拡充に向けた財政支援も必要である。</li> </ul>  |
| 大学進学時<br>大学在学期  | 地方大学の振興等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生の大都市圏への集中を是正するため、地方大学が、地域のニーズに応じて行う学部・学科の設置等の取組みが円滑に行われるよう支援いただきたい。また、学部・学科の設置等に伴う施設整備等に対し財政的支援をお願いしたい。</li> <li>・県外出身大学生の県内定着を促進するため、地方創生推進交付金など財政支援をお願いしたい。</li> </ul>   |

| ステージ           | 類型       | 国への要請事項  |
|----------------|----------|--|
| 大学進学時<br>大学在学期 | 地方大学の振興等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学の振興（予算措置の拡充）、国庫事業における地方大学の優先採択</li> <li>・地方独自事業に対する支援</li> </ul>   |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官連携による地方大学の振興のための新たな仕組みを創設し、大学が地方創生のために計画を策定することとし、その計画へ都道府県知事の意見を反映させること。また、こうした仕組みを運営するために必要となる経費に対して支援すること。</li> <li>・東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパス設置促進のための新たな仕組みの創設と必要となる経費に対して支援すること。</li> <li>・地方創生インターンシップを効率的かつ効果的に推進するため、国において中小企業・小規模企業のインターンシップ受入れに係る環境整備（コーディネーターの養成、先進事例集の作成、受入れ経費助成等）を進めるとともに、都市部（首都圏、関西圏、中京圏）の大学等が協議会を設置するなど連携して、地方の企業におけるインターンシップ実施を促進する仕組みを構築すること。</li> </ul> |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏に立地する大学の地方移転及び地方大学の振興。地方への企業誘致及び地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設。</li> </ul>  |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都会に転出せずとも進学者が地方で学べるよう、大都市圏の大学が地方にサテライトキャンパスを設置する取組を国が促進する制度を設けるべき。（補助金の創設等）</li> </ul>   |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等の魅力や地域貢献力の向上、若者の県内定着を図るためには、県内全ての大学・県等が相互に連携し、協働する仕組を拡大する必要があり、財政支援措置の充実を求める。</li> </ul>  |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏大学が地方大学、自治体等と連携して行う、地方におけるフィールドワーク活動など、大学設置基準の教育課程において、「地方理解のための教育科目」の規定を行うとともに、地方との交流を促進するためのモデル事業を創設すること。</li> </ul>  |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が実施する地方大学の振興に要する経費について、財政的な支援を行うこと。</li> </ul>   |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京の大学の新增設抑制</li> <li>・東京の大学の地方移転促進</li> <li>・地方大学の振興</li> </ul>  |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方における知の拠点である大学が、安定的な運営を確保し地方創生に貢献していけるよう、運営の基盤となる国立大学法人運営費交付金等の財政支援の充実を図ること</li> <li>・学生の東京一極集中の是正に向け、地方大学の定員増や大学の地方への移転等を促進すること</li> </ul>   |
|                |          |  |
|                | 人材育成     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方就職を促進するための大学等の教育プログラムの充実</li> </ul>  |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官等連携による合同企業説明会、大学企業連携講義等、地方独自事業に対する支援</li> </ul>   |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップの促進</li> </ul>   |
|                |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方企業へのインターンシップ促進</li> </ul>  |

| ステージ   | 類型    | 国への要請事項   |
|--|-------|---|
| 大学進学時<br>大学在学期   | 人材育成  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方企業へのインターンシップ促進</li> </ul>  |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外学生がインターンシップに参加するための負担を軽減するため、鳥取県独自の取組みとして、県外の居住地から県内の滞在地までの交通費等の一部を助成している。県外学生のインターンシップ参加は、地方への就職促進につなげる取組みとして有効であり、国の財政措置を認めていただきたい。</li> <li>・ 学生が地域の中で活動することを通じて、地域への定着につなげていく取組について国と県が支援していく仕組みを検討していくべき。</li> <li>・ 首都圏や関西圏などにおいて、地方での暮らし易さなどの啓発につながる取組を国策として大々的に行う必要がある。</li> </ul> |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外大学生の企業見学ツアー参加者の増加を図るため、全国の大学生に対してPRする場の設定やマスメディア等の活用が必要である。</li> </ul>   |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方への移住希望者のニーズと地方の中小企業のニーズを結びつけて、移住・定住につなげる取組みに対する支援の継続・拡充</li> </ul>   |
|  |       | 奨学金   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じた奨学金返還を助成する取組みを積極的に進める必要があるため、地域が特に必要と認める業務又は職種についても、国が財政措置を講じる支援対象者の要件に「専門学校」を認めるなど制度の拡充・強化を図ること。</li> </ul> |       |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要項（H27年4月10日付総務省通知）」における特別交付税措置の拡充、及び支援対象者要件のうち、産業分野の緩和若しくは撤廃</li> </ul>                          |       |   |
| 地方採用枠  | 地方採用枠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方採用枠の導入促進</li> </ul>  |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者のふるさと就職を促すため、地方に工場や支店を有する大企業等において、正社員の東京本社一括採用意外に勤務地を一定地域に限定する地方採用枠の設定など柔軟な採用制度を導入するよう経済団体等へ要請すること。</li> </ul>   |
| その他  | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少克服に向けて、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じていくことが重要であり、地方の自主的・主体的な取組を可能とする財源を十分に確保していただきたい。</li> </ul>  |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者が地方の企業を知る機会を増やすための支援策が必要である。</li> </ul>  |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スーパーグローバルハイスクールの新規指定校の募集停止に伴う、新たなグローバル人材育成に向けた取組みを支援する制度を構築すること</li> </ul>   |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来にわたる地方へのU I ターン促進に向け、首都圏の大学生が、農山漁村の魅力（生活、自然等）を体験、学習することができる制度（単位化等）を構築すること。</li> <li>・ 首都圏等に進学した学生等の県内への定着・還流を進めるため、長期的な事業展開に必要な財源措置を講じること。</li> </ul>   |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国規模での高校生や保護者、高校の教員、大学生の進学に対する意識調査の実施</li> </ul>   |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在東京圏の既卒者が、ハローワークでの職業紹介の際に、出身地の企業の紹介を受けることができる等、そのニーズに応じたサービスが受けられるよう配慮すること。</li> </ul>   |
|  |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の大学生の地元（出身地）企業でのインターンシップの実施等に対する措置を講じること。</li> </ul>   |

| ステージ           | 類型  | 国への要請事項  |
|----------------|---|--|
| 大学進学時<br>大学在学期 | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が所管する地域医療介護総合確保基金について、地域の課題に応じた病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を図るため、各区分における事業への予算配分について、都道府県の実績や意向を反映した所要額の確保と配分をお願いしたい。</li> </ul>   |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各県が地元企業と東京圏の大学とを繋げ、インターンシップの受け入れを促すのは、大変手間と時間がかかるため、国でコーディネート組織を設けて欲しい。</li> </ul>  |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生を実現するためには、長期にわたる息の長い取組が必要である。短期的な予算の確保だけではなく、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。</li> </ul>  |
| 就職時・<br>社会人期   | 本社機能移転促進等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制の延長と拡充</li> </ul>   |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制の見直し（税制優遇の拡充、制度延長）</li> <li>企業立地に係る新たな規制（都市部）又は支援（地方部）</li> </ul>   |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制の拡充、延長</li> </ul>   |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>U I J ターン施策は、個人の仕事や住居を始めとする生活基盤の変更を伴うものであり、継続した取り組みが必要であることから、全額国庫負担で継続的に財源を確保されたい。また、本社機能の地方移転や移住を促進するための施策を充実されたい。</li> </ul>   |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の地方分散を継続的に推進するため、以下のような支援の強化・拡充を図るなど、諸制度の再構築を積極的に進めること。</li> <li>平成29年度末で措置期間が終了する「地方拠点化税制」を平成30年度以降にも活用出来るよう措置期間を延長すること。</li> <li>本社機能等の移転に伴う地方拠点強化税制の優遇措置を、東京23区内からの移転に限定せず、三大都市圏からの移転にも適用すること。</li> <li>企業が地域再生計画に基づいて行う地方分散に係る施設整備に対し新たな助成制度を創設すること。</li> </ul> |
|                |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制のさらなる拡充(特に移転型)、及び制度の期間延長を要請する。</li> </ul>   |
|                | 地方採用枠   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方採用枠の導入促進</li> </ul>   |
| 奨学金等による所得支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を促進するため、厚生労働省のキャリアアップ助成金において、小規模事業者の助成区分を新設するとともに、助成額の拡充を図ること。</li> <li>都市部と地方の最低賃金の地域間格差を是正するため、ランク制度の見直しや全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引上げによって影響を受ける中小・小規模事業者への支援の充実を図ること。</li> <li>地方創生に向け政府が主導する、奨学金を活用した大学生等の地方定着促進について、奨学金返還支援のために設置した基金への地方公共団体の出捐金に対する特別交付税の措置率の引上げ又は新たな交付金の創設等により、財政措置の拡充を図ること。</li> <li>また、特別交付税が措置される対象者は、大学院や大学の特定の分野の学生に限定せず、短期大学、専修学校及びその他の教育機関（学校教育法によらない大学校等）を含む幅広い分野の学生に拡大すること。</li> <li>地方就職者に対する給付型奨学金</li> </ul> |  |

| ステージ         | 類型              | 国への要請事項  |
|--------------|-----------------|--|
| 就職時・<br>社会人期 | 奨学金等による所得支<br>援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>若者が地元（出身地）就職した際の奨学金返済支援等の措置を充実させること。また、企業が実施する人材確保策に対する支援を充実させること。</li> </ul>   |
|              |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「奨学金返還支援制度」について、永続的かつ安定的に運用できるよう、新たな交付金を創設するなど財政支援措置を充実すること。</li> </ul>   |
|              |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要項（H27年4月10日付総務省通知）」における特別交付税措置の拡充、及び支援対象者要件のうち、産業分野の緩和若しくは撤廃</li> </ul>  |
| 人材育成         |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方就職者に対する各種人材育成に対する支援</li> <li>県内での異業種交流、他社との合同研修、県内大学（院）への就学を支援し、地方の狭い人間関係に対する若者の懸念を払拭</li> </ul>  |
|              |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的なICT人材育成、テレワークの推進（通信環境整備、企業・労働者の意識改革等）が必要</li> <li>農業女子の自主的な活動を支援する制度の創設</li> <li>都会の若い女性への情報提供、交流場所等の確保</li> </ul>  |
| その他          |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアデザインがない若者の早期離職防止対策の一つとして、就学時から職業意識の醸成が重要であることから、労働関係法令の知識の付与に加えキャリア形成に関する施策の充実が必要</li> </ul>  |
|              |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>就活で地方を回る学生への旅費支給など、学生が地方への就職を検討しやすくなるような施策の創設。</li> </ul>   |
|              |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>有機エレクトロニクス分野において、世界最先端の研究開発を進める山形大学が、研究開発から事業化までを加速するために必要な人材の集積や環境の整備等への長期的支援の充実</li> <li>有機エレクトロニクス関連の研究成果を活かし、世界を視野に入れた事業化を目指す地域中核企業への長期的重点支援</li> <li>地方創生の推進を担う先端的なバイオ研究・開発を支える慶應義塾大学先端生命科学研究所の世界的な拠点形成に向けた研究基盤の強化に対する支援を充実強化すること</li> <li>同研究所発ベンチャー企業が開発した最先端技術を着実に事業化・産業化に結び付けていくため、地方のベンチャー企業が求める研究者とその家族の住宅をはじめ商業・医療・子育て・教育施設などの生活インフラの総合的な整備に対する財政支援を行うとともに、研究段階や事業化段階など各段階に応じた支援を充実強化すること</li> <li>政府関係機関の地方移転方針に伴い設置された国立がん研究センターとの連携研究拠点の整備・運営に係る経費については、政府が責任を持って負担すること</li> </ul> |
|              |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>移住・定住対策の推進に向けた財政措置については、特別交付税により確実に措置すること。</li> <li>移住コーディネーターや移住支援員の経費に対する財政措置については、上限額を地域おこし協力隊と同等額に引上げること。</li> <li>将来にわたる地方へのUIターン促進に向け、首都圏の学生が、農山漁村の魅力（生活、自然等）を体験、学習することができる制度を構築すること。</li> <li>首都圏等に進学した学生等の県内への定着・還流を進めるため、長期的な事業展開に必要な財源措置を講じること。</li> <li>定住・二地域居住の推進に向けた本取組に対する財政支援を講じること。</li> </ul>   |

| ステージ   | 類型  | 国への要請事項   |
|--|-----|---|
| 就職時・<br>社会人期   | その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、一都三県が地方創生インターシップ事業から除かれているので、千葉県が、事業を活用できるようにしてほしい。</li> </ul>  |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住の促進について、東京圏等から地方へ人を呼び込むための施策を積極的に展開できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」や地方創生推進交付金など財政措置の拡充強化をお願いしたい。</li> </ul>   |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> <li>・ 就職時期の若者層を中心に「住みやすさ」を切り口としてライフスタイルの見つめ直しを図り、移住を促進する先進的な取組であり、国においても就職時期の若者層に向けた地方の「住みやすさ」の情報発信への財政的な支援を要請する。</li> </ul>   |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「働き方改革実行計画」を早期に実現するためには、国の責任において法制度等を充実し、業界団体へ普及させることのほか、地方で働く人の視点に立って取組を進めることが重要であることから、改革を地方の中小企業・小規模企業等にも根付かせるため、地方自治体を実施主体として複数年にわたり実施できる、新たな国の委託事業を創設すること。</li> <li>・ 「地域女性活躍推進交付金」の国庫負担割合の引き上げや制度の拡充など、地域の実情に応じた事業推進のための十分な財政的支援を行うこと。</li> <li>・ 女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画」の策定義務を有する企業について、常時雇用する労働者の数を「300人を超える」から「100人を超える」へ対象を拡大すること。</li> </ul> |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業のための女性活躍推進事業（厚生労働省）で東京に女性活躍推進センターが設置されているが、地域の実情に応じた取組が展開できるよう、「地域版・女性活躍推進センター」を設置するものとし、「地域女性活躍推進交付金」の補助率及び上限額を引き上げてその取組を支援いただきたい。</li> </ul>   |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しごと情報広場やカムバックひょうごハローワークで実施している、出身都道府県の求職情報の提供や、大学の既卒者支援の取組みへの支援などを全国レベルでの取組みとして推進すること。</li> <li>・ 「学校基本調査」における高等教育機関に関する調査において、「就職に伴う居住地の移転先」などを調査項目として追加すること。</li> </ul>  |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国においても、「移住・交流情報ガーデン」を核とした大規模な移住・交流イベントの開催等、地方への移住・交流を後押しする施策を推進すること。</li> </ul>  |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方への移住を進める上で重要な受け入れ側の県・市町村が、相談から定住後の支援まで一貫して対応できるよう体制の整備について、地方創生推進交付金等、必要な予算の確保を行うこと</li> </ul>   |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合同企業説明会や合同就職面接会を、東京や大阪で開催してきたが、参加学生が少ない。是非、国において中国ブロックや中四国ブロックの単位でよいので合同企業説明会や合同就職面接会を東京で開催して欲しい。</li> </ul>   |
|  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、県外大学生のU I J ターン就職の促進を行うにあたり、基礎データとするため、大学を対象として行う学校基本調査において、出身都道府県別卒業生の都道府県別就職先人数を調査対象項目とし、結果についても公表すること。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の求人ニーズを直接都市圏企業に届けられる仕組みづくり。</li> <li>・ 地方での活躍を希望する人材の掘り起こしと、より気軽に地方で就業できる仕組みの構築。</li> </ul> |     |   |

| ステージ  | 類型       | 国への要請事項  |
|---|----------|--|
| 就職時・<br>社会人期  | その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生の実現に向け、政府が主導した「プロフェッショナル人材戦略拠点」について、その運営に係る経費を全額国費で措置すること</li> <li>・また、プロフェッショナル人材を雇用する地域中小企業の経済的負担を軽減させるための支援として、平成27年度まで実施されていた「UIJターン助成金」を復活させること</li> </ul>  |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Uターン就職を目指す県外学生にとって、帰省に要する交通費は大きな支障となっている。その解消に向けた施策</li> </ul>   |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金等の交付金にかかる財政措置の拡充、運用の弾力化、申請手続きの簡素化をお願いしたい。</li> </ul>  |
| 結婚・子育て期   | 切れ目のない支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、地方の創意工夫による施策が弾力的・継続的に展開できるよう、柔軟な財政支援を行うこと。</li> </ul>  |
|   |          | <p>(産後ケア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠期から身近な拠点で相談でき、安心して子どもを産み育てることが可能となるような、切れ目のないワンストップの相談支援拠点の整備推進</li> </ul>   |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての家庭をもれなく把握するためには、国の子育て世代包括支援センターの制度を拡充し、手厚い人員配置等に係る財政支援や専門職の育成支援を求める。</li> </ul>   |
|   | 財政支援     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方が行う少子化対策への財政支援の充実。</li> </ul>  |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校入学準備支援事業の実施に必要な財政措置を講じること</li> </ul>  |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府地域少子化対策重点推進交付金は、事業採択に非常に時間を要し、事業着手が遅れる。今年度に入り、有識者会議の省略など一部改善の動きはあるが、詳細な採択基準を事前に示す等運用の改善を図ってほしい。また、特に効果的な事業は継続的に実施できるよう取り計らってほしい。</li> <li>・国の保育料多子軽減制度では、2人以上の子どもが同時に施設を利用している場合、所得制限なしで2人目半額、3人目無償であり、世帯年収約360万未満の世帯でなければ、同時入所要件なしで第2子、第3子とカウントされない。所得制限なし、同時入所要件なしで第3子以降の完全無償化を要望する。</li> </ul> |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業における非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を促進するため、厚生労働省のキャリアアップ助成金において、小規模事業者の助成区分を新設するとともに、助成額の拡充を図ること（再掲）</li> <li>・都市部と地方の最低賃金の地域間格差を是正するため、ランク制度の見直しや全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引上げによって影響を受ける中小・小規模事業者への支援の充実を図ること（再掲）</li> </ul>   |
|   |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国においても、幼児教育の無償化に向け、所得制限を設けることなく、第3子以降の保育料を完全無償化すること。更に、保育料だけでなく、放課後児童クラブにおいても第3子以降の利用料軽減措置を講じること。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内保育所整備緊急促進事業について、本県では国の制度に併せた助成をしており、速やかに国・県間の制度間の調整を図るため、制度についての情報提供をなるべく早い時期に行っていただきたい。</li> </ul> |          |  |

| ステージ    | 類型   | 国への要請事項   |
|---------|------|---|
| 結婚・子育て期 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村において産後ケア事業を経常的に実施できるよう、財政措置を継続すること。</li> <li>・市町村において新生児聴覚検査事業を経常的に実施できるよう、財政措置を継続すること。</li> <li>・市町村において新生児聴覚検査事業を経常的に実施できるよう、財政措置を継続すること。</li> <li>・市町村において産婦健康診査事業を経常的に実施できるよう、財政措置を継続すること。</li> <li>・少子化対策に関する自治体の継続的な取組を支援するなど、地域主体の取組の後押しとなるよう支援を行うこと。</li> <li>・特に、結婚支援は、短期間では成果が現れにくいことから、自治体の継続的な取組について財政支援を講ずること。</li> </ul>   |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情にあった少子化対策を継続的に実施できるよう、恒久的財源を確保すること</li> </ul>  |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭や子どもを望む家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの新たな医療費助成制度の創設、男性不妊症の普及啓発と、不育症の普及啓発及び治療にかかる制度の創設をお願いしたい。</li> </ul>  |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方への子育て世帯等の移住促進のための施策</li> <li>・地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するための当初予算規模の拡充と補助率の引き上げ及び対象事業・審査基準の明確化を含めた運用の弾力化</li> <li>・プレミアム・パスポート（子育て支援パスポート）の新規協賛店舗の獲得に資する広報啓発等への支援</li> <li>・国は、第2子については年収260万円未満世帯、第3子以降は年収360万円未満世帯を対象として保育料を無料化しているが、いずれも2割程度の世帯しか対象とならず、多子世帯の経済的不安の軽減には効果的ではないことから、対象世帯の7～8割程度までが対象となるよう、年収640万円以下まで所得制限を緩和すること。</li> <li>・保育所から連続した子どもの預かりの社会的インフラである放課後児童クラブの利用料についても、保育料と併せて無料化すること。</li> <li>・通常の保育料とは別に必要となる病児・病後児保育利用料についても、保育料と併せて無料化すること。</li> </ul> |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において医療費の窓口無料化（現物給付方式）による公費負担制度を確立すること</li> <li>・市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を就学後の子どもについても廃止すること</li> <li>・国では、平成29年度より市町村民税非課税世帯の第2子保育料無料化を実施しているが、更なる所得要件の緩和により、保育料減額制度の拡充を図ること。</li> </ul>   |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民の様々な結婚支援主体の連携を促進する県の拠点（県婚活支援センター）の運営に対する十分な支援と恒久的な財源確保を要望</li> <li>・幼児を対象とした自然体験活動等の経費に係る助成制度の創設を要望。</li> </ul>   |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援の取組を一層拡大するためにも、社会全体で子育てに取り組むという気運醸成が必要。</li> </ul>   |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯、低所得世帯等の更なる経済的負担軽減のための保育料、放課後児童クラブ利用料の無料化、「子ども・子育て支援新制度」に必要な財源の確保など、少子化対策、子育て支援の充実に必要となる財源を確保すること。</li> <li>・保育所等の施設整備を進めるために必要となる財源の確保や、保育人材を安定的に確保するため、保育士の更なる処遇改善を図るとともに、勤務環境の改善のための財政支援を行うなど、待機児童対策の加速化を図ること。</li> </ul>  |

| ステージ    | 類型   | 国への要請事項   |
|---------|------|---|
| 結婚・子育て期 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯に対する各種支援に対する財政支援（医療、保育） <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設</li> <li>・国保の国庫負担金減額調整措置の全面廃止</li> <li>・子どもが多いほど有利になる制度創設</li> <li>・子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度創設</li> <li>・所得に関わりない、段階的な幼児教育、保育料無償化、不妊治療への支援拡充、無利子奨学金の充実</li> </ul> </li> <li>・移住定住の推進</li> </ul>  |
|         |      | <p>(1) 結婚支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を希望する方への支援のため、出会いの機会を創出する地方の取組について、地域少子化対策重点推進交付金の大幅な充実・強化などによる地域の実情に対応した柔軟な支援を充実すること。</li> </ul> <p>(2) 若い世代の雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に誇りと愛情を持ち、地域を担う人材を確保するため、地元企業で活躍できる人材の育成や地方大学の強化を行うとともに、雇用の場の確保に向けた創業支援や企業の地方分散を促すため、地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の創設など、自治体、地方大学、企業等の取組に対する支援の拡充を図ること。また、併せて、農林水産業の担い手に対する給付金を大胆に拡充するなど、総合的な対策を進めること。</li> </ul> <p>(3) 仕事と家庭を両立でき、かつ、女性が活躍できる環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、小児科・産婦人科の医師確保対策の強化や保育環境の充実、育児休業制度の拡充や弾力的運用、休業期間中の所得補償の拡大などの支援策を拡充するほか、多様な働き方に応じた保育サービスを提供する企業主導型保育事業を継続すること。さらに、仕事と家庭（育児、介護等）の両立支援などを促す管理職である「イクボス」の普及・啓発、テレワークなどの多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現、就業継続や子育て支援に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の拡充などのほか、国においても子育てを支える家庭や地域の大切さをアピールするために、「いい育児の日」を定めるなど、子育て支援への機運醸成を図ること。また、働く場における女性の活躍が進むよう、再就職のための支援、指導的地位に占める女性割合の増加、女性人材の積極的な育成、男性の家事・育児参画の促進など総合的な取組を進めること。</li> <li>・なお、「地域女性活躍推進交付金」については、国庫負担割合の引き上げや、複数年にわたる事業計画の採択、市町村が直接申請することを可能にするなど、制度の充実を図るとともに、十分な財源の確保を図ること。</li> </ul> |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策の取組を促進するため、地域少子化対策重点推進交付金において、補助対象の拡大等を求める。</li> </ul>   |
|         |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の地方移住拡大には、地方の良好な子育て環境等の情報発信が重要。大都市において多額の資金を投下して子育て環境を充実するより、現に優れた子育て環境がある地方への誘導策を充実することで、即効性のある待機児童の解消や、小児医療の充実などでの女性の社会参画促進や、安心な子育て環境による多子化へとつながることから、効率的かつ即効性のある対策として地方への人材誘導を国策としても進めるべきである。</li> </ul>   |

| ステージ  | 類型         | 国への要請事項   |
|---|------------|---|
| 結婚・子育て期   | 財政支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三子以降の保育料については、児童のいる世帯の平均的な所得水準として約 700 万円までを、ナショナルミニマムとして無償化していただきたい。</li> <li>・子どもの医療費助成については、子どもを安心して産み育てられる環境整備の観点から、全国の 8 割以上の市町村が中学生までを対象に助成を実施している状況に鑑み、国において義務教育終了までの子どもを対象に制度化していただきたい。</li> <li>・国における不妊治療助成制度の所得制限を撤廃するとともに、人工授精や不育症（習慣性流産等）治療を給付対象にしていただきたい。</li> <li>・交付金の補助対象について、住宅取得支援等対象事業を新婚世帯に限らず、子育て世帯まで拡大、補助対象を短期的に変えることのないよう継続的・安定的な制度運用など制度の充実を図られたい。</li> </ul> |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国ではこれまでも幼児教育の無償化を進めてきたが、少子化対策の観点から、骨太方針 2017 で示されている幼児教育・保育の早期無償化に向けた安定的な財源措置を実現されたい。</li> </ul>  |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金の自由度向上、および規模の拡大</li> <li>・地方少子化対策重点推進交付金の自由度向上および、安定的な財源確保</li> </ul>  |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の特性を生かした少子化対策の取組みについては、自由度が高く安定的な財源を確保すべき。</li> </ul>   |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施していくため、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化。</li> </ul>  |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実情に応じた運用を可能とするため、対象事業の拡大、補助率の引上げを行うこと。</li> <li>・また、制度設計時に審査基準を明確化し年度当初から着手できるよう手続を前倒しすること。</li> </ul>  |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金等の交付金にかかる財政措置の拡充、運用の弾力化、申請手続きの簡素化をお願いしたい。</li> </ul>   |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化は国として大きな課題であることから、不妊治療費の助成の拡大など国の財政支援を強化・拡充すること。</li> </ul>  |
| 退職後<br>(高齢期・予備軍も含む)   | CCRC と介護費用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者の移住前後の自治体間における医療・介護費の負担の公平性を確保する仕組みを創設すること</li> <li>・ハード、ソフト両面から地方における都市の高齢者の受入れを促進する仕組みを創設すること</li> </ul>  |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の移住により、地域の市町にとって、医療・介護負担の増加やサービス等の担い手となる人材、医療・介護提供体制の確保等の課題があり、国においても、CCRC 導入による課題や事業効果等の検証が必要ではないか。</li> </ul>  |
|   |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CCRC の検証。介護保険法の住所地特例の拡充等により、高齢者の移住先自治体の保険財政に負担が生じないようにすること。</li> </ul>  |
|   | 移住         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の高齢化問題の解決と地方における雇用の創出のため、都市の高齢者の地方への移住を促進する制度を国家的課題として検討し対応策を示すこと</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・二地域居住（お試し居住）の推進。全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、義務教育の地方分散やふるさと教育の推進等により、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すること。</li> </ul> |            |   |

| ステージ                | 類型  | 国への要請事項   |
|---------------------|-----|---|
| 退職後<br>(高齢期・予備軍も含む) | 移住  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地特例の拡大（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅の認定拡大）</li> <li>・ 介護保険制度における調整交付金の地方配分の増加</li> <li>・ 移住による高齢者やその予備軍の増加により、地方の自治体が負担する介護給付費や高齢者が負担する介護保険料などが過度な負担とならないよう、財政調整交付金等の見直しなど、財政的支援制度の見直しの検討</li> </ul>                   |
|                     | その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域コミュニティを担う人材確保に向けた地方の取組に対する財政支援及び情報発信。</li> <li>・ また、対象となる人材は退職後的高齢者に限らず、社会人期から結婚、子育て期にある人材を含めて推進されたい。</li> </ul>   |
| その他                 |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少克服に向けて、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じていくことが重要であり、地方の自主的・主体的な取組を可能とする財源を十分に確保していただきたい。</li> </ul>  |
|                     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住・二地域居住や被災者等の住宅再建の推進に対する起債の柔軟な活用を支援すること。</li> </ul>   |
|                     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人を地方へ促す取り組みを国として一層強化すること</li> <li>・ 外国語併記の観光案内表示、無料公衆無線LANの整備促進、トイレの洋式化等のための環境整備の支援</li> <li>・ 日本の古き良き歴史文化が残る地方の魅力を取り上げ、情報発信を強化すること</li> <li>・ 地方への観光に利便性の高い「周遊フリーパス」を導入すること</li> </ul>                        |
|                     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」の活動の充実を図るために必要となる人員・予算の確保とともに、新オフィスの活動成果を広く全国民に発信すること。</li> <li>・ 中央省庁の地方移転の必要性や意義を国民に周知するとともに、「地方空港間の交通ネットワークなどの高速交通網の整備」をはじめ、国として取組みが必要な環境整備を着実に進めるなど、「消費者庁等の全面移転」に向けた取組みを推進すること。</li> </ul> |
|                     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期的な予算（交付金等）の確保だけでなく、長期的な財源の確保をお願いしたい。</li> </ul>  |

## 2. 人づくりに係る分野ごとの要請項目（1）就業分野

| 分野  | 類型   | 国への要請事項   |
|-----|------|---|
| 製造業 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機エレクトロニクス分野において、世界最先端の研究開発を進める山形大学が、研究開発から事業化までを加速するために必要な人材の集積や環境の整備等への長期的支援の充実</li> <li>・有機エレクトロニクス関連の研究成果を活かし、世界を視野に入れた事業化を目指す地域中核企業への長期的重点支援</li> <li>・地方創生の推進を担う先端的なバイオ研究・開発を支える慶應義塾大学先端生命科学研究所の世界的な拠点形成に向けた研究基盤の強化に対する支援を充実強化すること</li> <li>・同研究所発ベンチャー企業が開発した最先端技術を着実に事業化・産業化に結び付けていくため、地方のベンチャー企業が求める研究者とその家族の住宅をはじめ商業・医療・子育て・教育施設などの生活インフラの総合的な整備に対する財政支援を行うとともに、研究段階や事業化段階など各段階に応じた支援を充実強化すること</li> </ul> |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済をけん引する可能性を有する成長産業を担う人材を育成・確保するため産学官連携により実施する研修・訓練等に対して支援すること。</li> <li>・人手不足が著しい中小企業の生産性向上、人材確保を支援するため、地方が行う支援策（IoT導入、産学官連携事業）に対して支援すること。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、企業の現場における在職者訓練は、県の単独事業として実施している。今後、このような訓練の拡充が見込まれることから、交付金措置をお願いしたい。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き地方創生推進交付金を円滑に活用できるようにしていただきたい。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の財政支援の充実</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり産業や建設産業、福祉関連産業など地域における人手不足の産業分野を中心に若者と企業とのミスマッチ防止や早期離職の解消に向けた取組みが進むよう、「職場定着支援助成金」等支援制度の要件緩和や若者の雇用対策の充実を図ること。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元就職者への奨学金返還の原資となる基金を積み立てる際の財政措置の充実が必要である。（具体的には自治体の出損額に対する特別交付税措置。措置対象は出損総額の1/2が上限で、措置率0.5）</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等技術専門校の人材育成機関としての役割を的確に担うため、不足している職業訓練指導員の適切な配置のほか、建築後50年以上経過し老朽化している施設の適切な整備に対する制度改善、財政支援をお願いしたい。</li> </ul>  |
|     |      |   |

| 分野  | 類型   | 国への要請事項   |
|-----|------|---|
| 製造業 | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロボット革命イニシアティブ協議会において検討中の「システムインテグレーターの業務プロセス標準」や「スキル標準」の普及及び人材育成に利用できる教材等の検討</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知総合工科高等学校専攻科の公設民営による運営について、民間との連携により、ものづくり人材を育成する先進的な事例として全国に発信していただきたい。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度技能人材育成拠点形成に向けた今後の取組についての支援をお願いしたい。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方における第4次産業革命実現のため、現在不足しているシステムインテグレータ、先端IT人材、情報セキュリティ人材、ハードウェア技術者等の育成を強化する必要がある。</li> </ul>  |
| 観光  | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の地域創生人材育成事業は、平成29年度で終了となっているが、観光客が安心して快適に旅行できるようにするためには、引き続き、観光人材の育成・確保が必要であり、厚生労働省所管の事業に加え、国土交通省所管の観光人材育成・確保に特化・拡充した支援制度が求められる。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地域づくりの中核となる人材の不足は、日本全体の課題であるため、人材育成事業に取り組む地方公共団体の負担を軽減する観点から、財政支援措置の拡充を図ること。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な支援</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の観光産業を支える専門人材の確保・育成や、日本版DMOの創設に当たって必要な支援を行われたい。</li> <li>・地域の観光産業を支える専門人材の確保・育成に対する支援を行われたい。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の中小規模の旅館・ホテル等、観光産業の人手不足への対応として、県内外の大学での県内旅館女将など県内観光事業者によるセミナー開催やインターンシップ実施等、産学官連携による学生と事業者とのマッチングを促進する事業等、観光人材の育成・確保事業に対して支援すること。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急増する訪日外国人観光客に日本らしい“おもてなし”が提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめ観光産業の人材確保について、地域が実施する人材確保対策（旅館等への就職を促進するセミナーの開催等）や就労環境改善（保育所整備等）への支援制度を創設すること</li> </ul>   |
|     | 制度支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた継続的な支援。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や距離的制約により都市部で開催される人材育成研修に参加することが困難なため、都市部で開催される研修情報を集約するとともに、その情報をwebを通じて提供するしくみの構築。</li> <li>・地方に居住していてもwebを通じて受講者が興味ある都市部での研修に参加できるしくみの構築。</li> <li>・観光ボランティアガイド団体の多くで会員の高齢化が進み、全国協議会の場などを活用して、情報共有、人材交流の促進を検討する必要がある。</li> </ul> |

| 分野      | 類型  | 国への要請事項   |
|---------|---|---|
| 観光      | 制度支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル・旅館で技能実習を受ける外国人の実習期間について、ホテル・旅館の業務は多岐にわたることから、1年以内の実習では十分習熟できないため、最長3～5年まで延長を図ること</li> </ul>  |
|         | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ東北地方の訪日外国人宿泊者数は昨年回復したものの、全国に比べ、旺盛なインバウンド需要を取り込めていない状況にあるので、観光振興による地方創生を進めるため、東北地方へのインバウンドを推進する施策である「東北観光復興対策交付金」を継続すること。</li> </ul>  |
|         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国の広域観光周遊ルートに認定され、当該予算を活用し事業を実施しているが、育成に続いて実施が必要な観光ビジネス立上げ支援等については対象外となっており、それらを含めた支援体系が必要。</li> <li>平成30年度より通訳案内士法が改正となり、無資格で通訳案内が可能となったため、山陰限定通訳案内士については一層の質の維持、向上は引き続き必要。また、通訳案内で生計を立てることは難しいため、プロのガイド育成に向けた支援が必要である。</li> <li>国内外からの大勢の観光客に訪れてもらうため、観光地の魅力を情報発信できる観光人材の育成が必要である。</li> </ul> |
| 情報・サービス | 財政支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方の大学や企業と連携したICTの新事業立ち上げを奨励する補助事業等を構築すること。</li> </ul>  |
|         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国のインターネット通販サイトを通じた国際間の電子商取引を活用・運営指導を担う人材の育成事業に対して支援すること。</li> </ul>   |
|         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方の情報通信事業者が、「データサイエンティスト」や「セキュリティ」など、IoTビジネスに挑戦するための技術要素を学べる場の提供。<br/>(例) 国による各地域でのIoT技術講座の開設、各地方自治体の実施する人材育成事業への支援、各企業が首都圏等でのIoT技術講座に社員を参加させるための費用助成</li> </ul>   |
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生関連事業の財源については特段の配慮をお願いしたい。</li> </ul> |   |
|         | 制度支援  | <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方から都市部に進学した学生が、地方にある優良な企業への就職を検討せずに都市部の企業に就職してしまう。→若者が地方の企業を知る機会を増やすための施策が必要である。</li> </ul> <p><b>【要請する施策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合同企業説明会等の地方独自事業に対する支援</li> <li>地方企業へのインターシップの促進を図る仕組みづくり</li> <li>地方就職者に対する給付型奨学金制度の見直し</li> </ul>               |
| 農畜水産業   | 財政支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、新規就農者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策を充実。</li> </ul>  |
|         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>次代の農業の担い手育成の強化を図るため、新規就農者の確保から就農定着まで、地域の実情に応じて幅広い年齢層を対象に運用できる新たな交付金制度を創設すること</li> <li>都道府県の6次産業化支援機関が農林漁業者等の相談に、よりの確に対応できるようにするため、6次産業化中央サポートセンターに、コーディネーターのスキルアップを図る研修機能や最新情報の提供機能を整備すること。</li> </ul>   |

| 分野    | 類型   | 国への要請事項  |
|-------|------|--|
| 農畜水産業 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規漁業就業者確保のための支援制度の充実・強化を図ること。また、漁業後継者に対する支援制度の創設・充実を図ること。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>若手女性農業者の育成等を行う組織について、自主的運営ができる組織育成には最低でも3年が必要であることから、そのための財源確保を講じること。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業後継者養成機関等の運営や取組内容等に対する支援のための十分な予算の確保をお願いしたい。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>石川県では、「いしかわ農業総合支援機構」を設置し、新規就農者の確保・育成から就農定着、経営の高度化支援まで一貫したサポートを行っており、こうした地方の主体的な取り組みに対し、十分な財政的支援措置を講ずること。</li> </ul>   |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>就農相談から営農定着、経営発展まで、一貫した就農援体制の整備に対して支援すること。</li> <li>世界的な食糧需要の逼迫が予想される中、国内の食料自給率を上げることは不可欠。新規就農者の確保・育成、定着を図るため、青年就農給付金制度について、研修体制を強化するためにも、受入農家への研修手当など、その活動に見合う支援を行うこと。また、親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなければならないなどの要件を緩和すること。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>総合的なTPP政策大綱に基づき創設された「産地パワーアップ事業」など、各県の裁量が反映可能な事業を継続して実施するとともに、インキュベーション法人の育成など地域の実態に即した各県独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設する必要がある。</li> </ul>  |
|       |      | <p>&lt;農業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い新規就業者は営農初期の負担が大きく、特に、中山間地域では生活の基盤となる住宅の確保に苦心していることから、「ひと」（農業次世代人材投資資金交付要件の緩和や農の雇用事業の助成期間の延長）、「もの」（機械・設備等の整備支援）、「とち」（就農初期の農地賃借料支援等）とともに、「いえ」（住宅の改修支援等）をパッケージ化した受入体制の充実・強化が必要である。</li> </ul> <p>&lt;林業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規林業就業者の確保・育成・定着まで一貫した支援体制の充実強化が必要。特に、林業担い手支援策として不可欠である「現場技能者育成推進事業」については、新規就業者の受入体制を整備するため、指導者経費の拡充が必要である。</li> </ul> <p>&lt;漁業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規就業者の確保・定着に有効な「新規漁業就業者総合支援事業」について、研修期間の延長に伴う継続研修生に係る経費の増加により、新規研修生を受け入れるための経費が不足していることから、予算の拡充が必要である。</li> </ul> |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>高校を核とした、関係機関との連携によるイノベーションやにぎわいの創出など、高校施設を有効活用した先進的な取り組みを支援するモデル事業を創設するなど、6次産業化教育を推進するための支援制度を創設すること。</li> <li>「産地パワーアップ事業」について、新たな担い手が収益力の高い施設園芸に取り組みやすくするため、中古ハウスの長寿命化等を補助対象とするとともに、栽培技術指導など、産地一丸となった就農前後の丁寧な支援を事業対象に加え、総合的な支援事業とすること。</li> <li>「次世代人材投資事業（準備型）」においては、研修終了後、3親等内の親族が経営する機関に従事予定の漁家子弟についても農業・林業と同様に支援の対象とするなど、新規就業者の確保・育成を支援すること。</li> </ul>   |

| 分野    | 類型   | 国への要請事項   |
|-------|------|---|
| 農畜水産業 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の施設・機械等の整備を支援する助成事業の十分な予算の確保</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の育成に資する施設整備にかかる財源の支援</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業を担う人材に対し、先進的な取り組みを実施する教育指導機関のハード整備やソフト対策の十分な予算確保</li> </ul>   |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部における就農希望者の募集活動の柱となる就農相談会などの開催回数を増加すること。また、職業として農業を選択してもらうため、農業の魅力や各県の取り組みを積極的に情報発信すること。</li> <li>・他都道府県から、農業の先進的な取組の見学・体験に来られる方への旅費支援。</li> <li>・本県の獣医師確保対策においては、「高知県獣医師修学資金貸与事業（県単）」の他に、高校生対象とした「獣医師養成確保修学資金貸与事業（農林水産省）」を活用している。こうした取組により、徐々に効果が出てきているため、今後の、高校生対象の国事業の継続と予算確保を要望。</li> <li>・新規漁業就業者の就業直後の不安定な経営を支援するための「農業次世代人材投資事業」と同様の制度の創設。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立した新規就業者の収入を安定させるため、低収入を補填する施策を実施すること。</li> <li>・施設整備等に活用できる地方創生推進交付金等の十分な予算を確保すること。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎成長産業人材育成事業は、生活支援を受けながら受入法人等で漁業研修が受講できる制度であり、漁業の人材育成を図る上で、大変有益な制度となっている。よって、次年度以降についても同事業の継続実施を要望する。</li> </ul>  |
|       | 制度支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジビエのブランド力向上と消費拡大に向けて               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 捕獲、解体処理技術の高度化、平準化（安全面）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全性を確保する解体処理技術研修の充実</li> <li>・技術レベルの高度化、平準化のための資格認定制度の導入検討</li> </ul> </li> <li>(2) 衛生管理基準の統一と的確な運用                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体処理した獣肉の温度管理、衛生検査（項目、基準）など全国統一のジビエの衛生管理基準の明確化と的確な運用の徹底</li> </ul> </li> <li>(3) ジビエの消費拡大に向けたPR</li> </ol> </li> <li>・安全性や美味しさ、栄養特性などの科学的根拠を示しながら消費者に広くPRすること</li> </ul> |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農や生産拡大を促進するため、畜産業、林業、漁業と同様に、市町や組合が施設・設備を購入・保有し、利用者に貸与する制度を創設すること</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業系専門高校を対象とした職業教育の国家認証制度の創設</li> </ul>   |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域での定住と担い手の育成確保を図るため、「半農半X」の実践者を新たな担い手として位置付け、農業次世代人材投資事業に準じた支援を実施すること。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者、参入企業、農業法人等の人材育成を図るため、農業に関わる全ての者が対象となる人材育成に関する施策の創設。</li> </ul>  |

| 分野  | 類型   | 国への要請事項  |
|---|------|--|
| 林業  | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業における新規就業者の確保・育成対策として、都道府県が認めた研修機関に対し就業前研修を実施するための運営経費の支援が必要。</li> </ul>   |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業の人材養成機関に対する財政及び運営面の支援の充実。</li> <li>・ 研修生が安心して研修に専念するため、「緑の青年就業準備給付金事業」予算の十分な確保。</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成確保を図るため、就業準備の資金給付や、就業者の定着化対策など、支援制度の充実・強化を図ること。</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の人工林は伐期を迎えている。中国や韓国での日本の木に対する需要も高まりつつあり、東京オリパラを控え、非住宅需要の拡大も期待できる今こそ、林業の担い手の確保・育成が必要。そのため、研修から就業、キャリアアップまで一貫した支援を行う「緑の新規就業」総合支援事業」に係る予算を確保すること。</li> </ul> |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の雇用担い手事業（林野庁事業）、林業就業支援講習事業（厚生労働省事業）や森林林業新規就業促進事業（本県単独事業）等により、林業への新規就業者の確保や森林技術者の技術向上など個人を対象とした施策は多数あるものの、林業事業者の組織全体のレベルアップに資する施策も拡充する必要がある。</li> </ul>     |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>   |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通交付税において、農業大学校等と同様に森林大学校の運営費等を必要なものと位置付け、算定基礎に入れること。さらに、県立森林大学校で実施する研修など、林業の担い手の着実な養成を図る意欲的な取組を行う地方公共団体に対して、普通交付税を超える部分についての特別交付税を充実させること</li> </ul>       |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林環境管理制度を担う人材の育成に資する施設整備及び運営体制の確立に対する財政支援</li> <li>・ 人材育成の財源として森林環境税（仮称）を充当できる制度設計とすること</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国版「緑の雇用」支援予算の十分な確保など、これからの林業支える人材の育成・確保に向けた支援の充実・強化</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「次代を担う林業人材」を雇い入れる事業者を対象に、高性能林業機械のリース方式による導入支援を農業の類似事業と同様の補助率に拡充するなど、「次代を担う林業人材への投資」対策を加速すること。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林大学校等の学生が安心して研修に専念するための「緑の青年就業準備給付金」については、学生が増加傾向にあることを踏まえ、十分や予算を確保すること。</li> </ul>   |      |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業の成長産業化に向けて、林業技術者を育成確保するための緑の青年就業準備給付金事業の十分な財源確保。</li> <li>・ C L Tなどの新たな建築部材を活用した木材需要の創出に向けて、木造建築を提案できる人材の育成確保のための「緑の青年就業準備給付金事業」同様の給付制度の創設。</li> </ul> |      |  |

| 分野     | 類型   | 国への要請事項   |
|--------|--|---|
| 林業     | 財政支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑の青年就業準備給付金事業」<br/>全国で林業大学校の設置が相次いでおり、本県としても林業大学校のあり方も含め、将来的な人材育成の仕組みづくりについて検討を行っていく必要もあることから、将来的な予算の十分な確保・支援をお願いしたい。</li> <li>・森林・林業人材育成対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業担い手のすそ野を広げる取り組みとして、山村の暮らしや地域住民との交流を図るおためし体験ツアーへの支援をお願いしたい。</li> <li>・林業を基幹産業とする山村地域において、林業担い手のすそ野を広げる取り組みとした林業未経験の後継者等に対する基礎的な森林・林業の知識や技術の研修に関する支援をお願いしたい。</li> </ul> </li> <li>・森林・林業人材育成対策「多様な担い手育成事業」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方が抱える林業の人材確保は喫緊の課題である。このため、地方公共団体が事業実施主体となり、森林や林業に興味を持つ次世代の担い手に対する森林学習や体験実習等の取り組みができる仕組みづくりをお願いしたい。</li> </ul> </li> <li>・人口減少期を迎え、女性の活用を図るための研修や定着支援は重要である。このため、地方公共団体が事業実施主体となり、ネットワークの強化や研修会等の取り組みができる仕組みづくりをお願いしたい。</li> </ul> |
|        | 制度支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林大学校（林業科）の教育の充実や高性能林業機械の整備などに対する支援制度を創設すること。</li> </ul>  |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業技術者の社会的な地位向上を図るため、次のとおり林業に関する人材育成を推進すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の森林経営をマネジメントできる人材を育成するための国家資格制度を創設すること</li> <li>・国家資格が就労に結び付くよう、森林組合等での雇用を義務付けるなど、林業技術者の評価向上を図る仕組みを構築すること</li> </ul> </li> </ul>   |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格認定について、2号移行対象職種に「林業」を追加すること。</li> </ul>   |
| 建設・建築業 | 財政支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化する社会インフラの維持管理の担い手の確保・育成は喫緊の課題。若年者の資格取得や実践的な雇用型訓練、女性が働きやすい就業環境の整備を実施する企業に対する支援を行うこと。</li> </ul>   |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業の担い手確保・育成対策に資する予算的補助</li> </ul>   |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業界においては、従事者の高齢化、若手入職者の減少が全国的な課題となっており、建設工事従事者の処遇改善等の施策を通じて、人材育成・人材確保に努められたい。</li> </ul>   |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の財政支援の充実</li> </ul>  |
|        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものづくり産業や建設産業、福祉関連産業など地域における人手不足の産業分野を中心に若者と企業とのミスマッチ防止や早期離職の解消に向けた取組みが進むよう、「職場定着支援助成金」等支援制度の要件緩和や若者の雇用対策の充実を図ること。</li> </ul>  |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業においては、担い手の不足等から人材の育成・確保が課題であり、本県ではその対策に取り組んでいるが、これに対して国の財政支援をお願いしたい。</li> </ul> |   |
| 財政支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方就職者に対する奨学金の返済免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実をお願いしたい。</li> </ul>                    |   |

| 分野     | 類型   | 国への要請事項  |
|--------|------|--|
| 建設・建築業 | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>国が進める i-Construction において、様々な工種や工事規模で幅広く取り組みを展開するなど、地方の建設現場においても ICT の普及・定着につながる施策を進めること。</li> </ul>  |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「県民の命を守り」「県民の未来を創る」社会資本整備の意義の周知と「やりがい」があり「誇り」を得る建設産業のイメージアップの取組に関する情報発信をお願いしたい。</li> <li>上記動画やロゴの活用による協力をお願いしたい。</li> </ul>   |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>建設産業への若年者入職を推進するためには、建設業者団体から「技術継承や安全対策に加え、賃金、休暇、福利厚生等の充実を図ることによる働きやすい職場環境の構築が重要である」との意見が寄せられている。</li> <li>特に、社会保険加入の要件化など健全な労働環境づくりに資する施策のより一層の充実を講じること。</li> </ul>  |
| 医療     | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>喫緊の課題である医師等の養成・確保を図るため、地域医療介護総合確保基金等の財源措置の拡充及び柔軟な運用を行うとともに、継続的に事業を実施できるよう、将来にわたり十分な財源の確保を行うこと。</li> </ul>   |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の医師需給推計や医学部定員数など全国規模における見通しについては、厚生労働省を中心に継続的に検討がなされているが、議論が進んでいない状況である。検討結果については、各県の医師確保対策等の進め方に大きな影響を及ぼすため、早期に対応願いたい。</li> <li>本事業は、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用している。基金の配分方針として、「医療従事者の確保に関する事業」については、基金創設前までの国庫補助事業相当額を基本として配分額の調整を行うこととした上で、「国庫補助事業同一条件」で実施されるソフト事業相当額を基本として取り扱うことが示されている。基金創設後、現在まで、配分額に不足が生じている状況ではないが、今後も地域の実情に応じた人材養成・確保対策が着実に実施できるよう基金を活用させていただきたい。</li> </ul> |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の不足・偏在を解消するための制度改革<br/>地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。</li> <li>看護職員の確保・育成と教育の充実<br/>今後の医療・介護・福祉・保健を担う質の高い看護職員の確保・育成のため、勤務環境改善の推進とともに、卒前・卒後を通じた教育の充実が必要であり、卒前教育においては、看護師等学校養成所の教育環境に配慮しながら、専門分野の増加に対応するため、修業年限の延長を含めた看護基礎教育の見直しを行うこと。また、卒後教育においては、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業に対し、十分な財政支援を行うこと。</li> </ul>                 |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が所管する地域医療介護総合確保基金について、地域の課題に応じた病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保等を図るため、各区分における事業への予算配分について、都道府県の実績や意向を反映した所要額の確保と配分をお願いしたい。</li> </ul>   |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>産科など不足する診療科医師の育成、確保をするための施策を充実すること。</li> </ul>  |
|        |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>分娩を新規・再開する医療機関に対し機器整備、更新等に対する財政支援を強化すること。</li> </ul>  |

| 分野 | 類型   | 国への要請事項  |
|----|------|--|
| 医療 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域及び診療科における医師偏在は全国的な課題。国の責任において、医師不足の要因を分析し、必要な医師数、とりわけ、医師不足地域の医療を担う医師を養成する仕組みを構築すること。</li> <li>・2025年には200万人前後の看護職員が必要と推計されている（H27:約160万人）。看護職員の人材確保を図るため、都道府県ナースセンターへの看護職員の届出を徹底すべく、徹底したPRを行うこと。また、看護職員等の確保に資する「地域医療介護総合確保基金」等の財源を安定的に確保し、制度の柔軟な活用を図ること。</li> </ul>  |
|    | 制度支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・深刻な医師偏在の解消に向け、医師の適正配置が実現される制度の構築に努めること。（専門医資格の取得・更新時に一定期間、医師不足地域での勤務を義務づける等）</li> <li>・新たな専門医制度の円滑な実施に向け、国も積極的に関与すること。</li> <li>・産婦人科医の勤務環境改善に向けた一層の支援、医療補償制度の拡大、女性産婦人科医のライフステージに対応した保育制度や再就業支援の拡充等に取り組むこと。</li> <li>・臨床研修プログラムにおいて産婦人科を必修科目とすること。</li> </ul>  |
|    |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の不足・偏在を解消するための制度改革 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな専門医制度について、医師の地域偏在・診療科偏在の拡大を招くことがないよう、地域医療への配慮など諸課題に配慮すること。</li> <li>・子育て中の医師・看護師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。</li> <li>・短時間正規雇用等の多様な勤務形態の導入や、子育て中の医師・看護師等の就労継続・復職支援等に取り組む医療機関に対する評価を公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や診療報酬へ反映すること。</li> </ul> </li> <li>・医療・介護分野で幅広く活躍できる人材の確保・育成 <p>医療・介護従事者が意欲と能力に応じて、複数の職種にまたがる業務を機動的かつ円滑に実施することができるよう、医療・介護の資格取得に必要な基礎教育内容の共通化や単位互換の検討を進めること。</p> </li> </ul>                                     |
|    |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①新たな専門医制度により医師の地域偏在・診療科偏在につながらないよう、国が責任をもって研修定員の設定を行うなど必要な措置を講じること</li> <li>②若手医師が地域で不足する診療科において、充実した研修が受けられるよう、病院の研修環境や指導体制の充実を図ること</li> <li>③女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること</li> <li>④医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理に係る利用料について、診療報酬・介護報酬で措置するとともに、全国規模で展開できるようシステムの企画や規程等について統一の基準を早急に示すこと</li> </ol> </li> <li>・新専門医制度について、全国的な定員調整や都道府県協議会の支援を行うなど、医師の地域偏在の是正及び地域定着につながるよう、実効性のある仕組みを構築されたい。</li> </ul> |

| 分野  | 類型   | 国への要請事項   |
|-----|------|---|
| 介護  | 財政支援 | ・介護職員の確保・定着促進策に取り組めるよう必要な財政的措置を継続するとともに、介護職と他業種との賃金格差解消に取り組むこと。   |
|     |      | ・医療介護人材の確保・育成に重要な役割を果たしている「地域医療介護総合確保基金」について、事業メニューの拡充を図り地域の実情に応じて多様な事業に活用できる制度とすること。   |
|     |      | ・介護人材の賃上げと労働環境の完全による処遇改善を促進すること。<br>・「地域医療介護総合確保基金」等の財源を十分に確保するとともに、介護福祉士修学資金の返還免除要件の緩和など、柔軟な制度運用を図ること。<br>・外国人技能実習制度等に基づく外国人介護人材の受入にあたっては、日本人と同様に適切な処遇を確保すること。 |
|     |      | ・定期巡回・随時対応サービスへの事業者参入の一層の促進のため、必要な措置(介護報酬への反映、先進的な事業所運営の事例紹介等)を講じることを要請する。  |
|     |      | ・介護サービスに従事する介護職員や看護職員等の人材確保や定着のため、若者の就労促進に向けた介護職のイメージアップや介護職場の環境改善を進める対策を講じるとともに、職員の配置状況など現場の実態を把握し、適正な介護報酬の改定を通じて処遇改善を図ること。                                    |
|     | 制度支援 | ・介護・福祉職員の資格や経験が正しく評価されるなど、キャリアパスの進捗実績に応じた処遇改善が行われる制度の構築を、国の責任において利用者負担が発生しないよう行っていただきたい。  |
|     |      | ・子育て中の職員をはじめ介護現場における現役職員の負担軽減を図るため、介護人材の機能分化を進め、高齢者の特性に応じた業務において、元気高齢者の参入を促進する制度を創設すること。  |
|     |      | ・介護アシスタント業務に関する法令等における制度上の位置づけや介護報酬加算に反映するための検討をお願いしたい。   |
|     | その他  | ・介護の仕事に対する適切な理解を広く国民に促すため、国において、テレビや新聞等の媒体による広告を展開してはどうか。   |
|     |      | ・介護職場への参入促進のため、国において、介護の仕事の認知度向上・イメージアップを図る全国的な情報発信を積極的に実施すること。   |
| 子育て | 財政支援 | ・保育士の処遇改善は保育士確保の最重要課題であり、国が責任をもって改善に取り組むこと。   |
|     |      | ・保育士と他職種との給与格差を解消し、保育士が働き続けられる処遇を実現すること。  |
|     |      | ・保育士の給与が他の職種と比べて適切な水準となるよう公定価格の引上げを行うとともに、地域区分について地域の状況を反映した設定にすること。  |
|     |      | ・保育士等の処遇改善に係る研修は都道府県が実施することとされているが、研修内容の大幅な増加に伴い経費も増大するため、研修経費に係る助成をお願いしたい。   |
|     |      | ・保育士等の処遇改善における安定財源の確保とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する財政措置を含む支援の充実、資格試験の機会の拡充、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化  |

| 分野  | 類型   | 国への要請事項  |
|-----|------|--|
| 子育て | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスを確保するための保育士配置への十分な財政措置</li> <li>・ 保育士等の離職を防止するための働きやすい職場づくりや業務負担の軽減などの就業環境の向上</li> <li>・ 保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金などによる保育所等の整備に関する地方への財政的支援の確実な確保</li> </ul>     |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 29 年度から実施された保育士等の処遇改善について保育現場の実態を踏まえた公定価格となるよう見直しを行うとともに、処遇改善の要件とされた保育士等のキャリアアップの研修について、保育現場及び都道府県の負担を軽減する措置を講じるべきである。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士の労働意欲を高め、離職者の復職を支援するため役職や職務に応じて求められる役割や資質、資格、研修受講等を盛り込んだ「キャリアパス」を全国共通の制度として構築し、それに応じた処遇が公定価格に反映されるようにしていただきたい。</li> <li>・ 保育士の給与水準の更なる改善を図るために公定価格の見直しを含めた適切な財政措置をしていただきたい。</li> </ul> |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設利用者の処遇向上が図られるよう、配置基準の更なる改善を行い、財政措置を充実させることを要請する。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体における深刻な保育士不足の解消を行うために実施する事業に対する国庫補助制度の充実を図ること。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金の自由度向上、および規模の拡大。</li> </ul>  |
|     |      | その他  |
| その他 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効求人倍率がバブル期を超える中、採用難に直面している企業も少なくないことから、中小企業の人材確保支援の更なる充実を図ること</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の財政支援の充実</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者が地元（出身地）就職した際の奨学金返済支援等の措置を充実させること。また、企業が実施する人材確保策に対する支援を充実させること。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省地域おこし協力隊制度の継続をお願いしたい。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロフェッショナル人材戦略拠点事業について、引き続き地方創生交付金の対象事業として財政措置を行うこと。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業者や創業を目指す人たちにとって、交流する中で互いに高め合う、創業実践の場の提供が効果的であるため、複合施設の継続的な運営を支える財政措置の充実が必要である。</li> </ul>   |

## 2. 人づくりに係る分野ごとの要請項目（2）地域を支える分野

| 分野    | 類型   | 国への要請事項   |
|-------|------|---|
| 防災・安全 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた多様な雪対策の取組みに対する財政支援制度を創設すること<br/>例：高齢者世帯の間口除雪、地域で一斉に行う住宅敷地内等の除排雪、除排雪資機材の整備、排雪場所の借上、流雪溝の管理・軽微な修繕</li> </ul>   |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災人材育成・人材確保及び地方創生に繋がる当該事業への財政的な支援を求める。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに開設した兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科において実施する様々な防災関係機関と連携した取組など、同大学における独自性の高い防災研究、教育への支援を行うこと。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職のリーダーシップの下、教職員全体で学校安全に取り組む組織体制づくりを進めるため、都道府県が実施する教職員を対象とした専門家による防災に関する研修会への国の支援の拡充。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災リーダーの人材養成に必要な財源を確保するため、地方創生推進交付金及び地方交付税措置の拡充を行っていただきたい。</li> </ul>   |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地元との共同研究を進めることが可能な人員等の体制・研究費の充実、人材育成等が必要である。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震等の自然災害に対応するため、市町とともに防災士の養成に力を入れて取り組み、本年5月末時点で9千人を超える防災士を登録しているが、防災士の高齢化に対応し、世代交代等を促進すること、自主防災組織の規模等に応じた防災士の配置を行い組織力の強化を図ることなどが喫緊の課題となっており、今後も防災士の養成は重要な取り組みであると認識している。については、国においても防災士などの地域防災を担う人材の養成等を対象とする財政支援措置を講じること。</li> </ul> |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>県立高等技術専門校の人材育成機関としての役割を的確に担うため、不足している職業訓練指導員の適切な配置のほか、建築後50年以上経過し老朽化している施設の適切な整備に対する制度改善、財政支援をお願いしたい。（再掲）</li> </ul>   |
| 制度支援  | 制度支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災や熊本地震を経験し、地方自治体職員にも高い災害対策能力が求められることが分かった。そのため、国は、地方自治体職員の火山防災、地震等、様々な自然災害に関する専門的、実践的な知識・能力を向上するための研修を実施すること。</li> <li>地域防災力の向上に対する支援、防災分野の人材育成等、必要なソフト対策を推進すること。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の検証を踏まえ、避難所運営を円滑に行うリーダーとなる人材の育成を図り、避難所の運営体制の強化に取り組む事業を実施している。国においては避難所運営の専門知識を有する者等を講師として派遣する制度を創設するなどの側面的な支援を行うこと。</li> </ul>   |
| その他   | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における防災人材養成のための講師派遣や情報提供等を検討いただきたい。</li> </ul>  |
|       |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力分野における人材育成及び技術の伝承に大きな懸念が生じていることから、国は、中長期的な視点で、原子力分野の人材育成等に取り組むこと。<br/>特に、試験研究炉等の研究開発施設について、我が国の原子力研究開発及び人材育成における位置付けを明確にするとともに、高経年化対策をはじめとする安全対策や放射性廃棄物の処理処分などを含めた予算・人材の十分な確保を図ること。</li> </ul>  |

| 分野    | 類型  | 国への要請事項   |
|-------|---|---|
| 防災・安全 | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>住家被害認定士養成については、内閣府の運用指針に基づき研修を実施している。全国で技能レベルにばらつきが生じないように、引き続き、助言等いただきたい。</li> </ul>  |
| 地域づくり | 財政支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興特別交付税により確実に措置すること。</li> </ul>  |
|       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域創生の担い手となる「地域おこし協力隊」の募集や活動にかかる経費が特別交付税措置される対象地域を政令指定都市・中核市を除く全ての市町とし、その財政力指数に応じた財政支援を講じること。</li> </ul>  |
|       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本県からの政府提案により、平成24年度補正から制度化された、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、地域の人材確保・育成に効果的で、かつ、成果があがっているため、引き続き実施するとともに十分な予算を確保していただきたい。</li> </ul>   |
|       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域における地域づくり人材の育成・確保に関連する支援措置の拡充</li> <li>中山間地域の維持を図るために中間支援組織の質的向上、安定的な運営に必要な支援措置の拡充</li> </ul>   |
|       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>取り組みの継続・拡充に向けた財政支援。</li> </ul>   |
|       | 制度支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域サポートについて、産業政策のみならず、社会政策的な側面からアプローチする必要があるとあり、企画や商工観光、健康福祉部局とも連携した総合的なサポートが求められる。市町村に対して専門家を機動的に派遣できる仕組みや、市町村職員が参加しやすい地方創生カレッジの運営をしていただきたい。</li> <li>CCRCや二地域居住の推進により、元気な高齢者が地域コミュニティに活力を与え、介護職場の雇用創出につながることを期待される。その上で、地方における将来の介護負担が増加しないよう、目に見える形での介護保険制度の改革を行うこと。</li> <li>日本版DMOが将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的位置付けや観光地経営の権限と財源を付与する仕組みを整備すること。</li> <li>外国人観光客の宿泊ニーズが高い日本家屋の空き家を宿泊施設として活用しやすくできるよう、建築基準法や消防法の規制を戸建住宅と同様の規制に緩和すること。</li> <li>今後も増加が見込まれる外国人観光客への対応を加速させるための総合的な対策について、中長期的に継続して取り組むこと。</li> <li>自主的・主体的な地域づくりを支える人材育成について、地方が地域の実情に応じて創意工夫を生かし、戦略的に取組を進めていくための財政支援を求める。</li> </ul> |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公民館活動の活性化、機能強化を目指すフォーラム、アワード等の地方開催。</li> <li>人口減少社会においても、持続可能で元気な地域社会を形成するためには、ビジネスの手法で地域の課題解決を目指すソーシャルビジネスの取組等によって、社会貢献活動を一層活発化させることが重要であり、国においても、さらなる普及・啓発が必要である。</li> </ul> |   |
| 文化    | 財政支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域という広域的な範囲での、無形民俗文化財継承に対する支援</li> </ul>   |
|       |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助制度の充実・拡充</li> </ul>  |

| 分野            | 類型   | 国への要請事項   |
|---------------|------|---|
| 文化            | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>作家等の移住を促進するため、地域団体自ら空き家を修繕して住居や作業場等を確保しているが、多くの空き家は多額の修繕費用を要するため確保に苦慮しており支援が必要。</li> <li>明治 150 年を契機に、我が国の近代化の歩みを見つめ直し、後世に伝え、新たな人材を育むために地方が実施する研究者等の育成関連事業を支援すること。</li> </ul>              |
|               | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>華道や茶道、日本舞踊など日本の伝統文化の担い手や地域文化を継承するための活動への支援の充実</li> <li>本県の特色あるオーケストラや美術館などの優れた文化的資源を活かした交流人口の拡大に向けた取組みへの支援の充実</li> </ul>   |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな芸術活動、障がい者による芸術文化の振興をはじめとし、地方における文化芸術活動の取組への支援を充実・強化し、東京オリパラの開会式等において、地方の伝統文化と併せて、世界に発信すること。</li> </ul>   |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「ふるさとづくり」有識者会議報告（平成 26 年 3 月 27 日）に基づく「ふるさと学」の推進等、より一層の「ふるさとづくり」の推進と充実を図ること</li> </ul>   |
| 環境            | 各種支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の主体が担い手となり地域に利益をもたらす地域主導型の再生可能エネルギー事業の普及拡大に向けた環境整備が必要（再エネ固定価格買取制度における地域の発電事業者配慮した価格設定、小水力発電における水利権取得時の許認可手続の簡略化など）</li> </ul>  |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲の担い手である狩猟者の育成・確保に向けた対策を強化すること。</li> <li>地方が行う鳥獣被害防止対策への財政支援を充実させること。特に、鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対応した十分な予算を確保すること。</li> </ul>  |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>  |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学と連携して行う先進的な人材の育成に必要な経費（教育研究に必要な設備等）に対する支援策</li> </ul>  |
| スポーツ・レクリエーション | 各種支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>選手強化、指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組の支援</li> </ul>  |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内外の人々との多様な交流を拡大するため、複合的な機能を持つ、スタジアムやアリーナの施設整備に向けた支援スキームの充実</li> <li>プロスポーツの観戦や参加型スポーツを観光資源とした交流人口拡大への支援</li> </ul>  |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京オリパラに向けた、地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティアを含めた人材育成、障がい者スポーツの推進などに対して支援を行うこと。</li> <li>次世代をけん引する人材の発掘・育成のために地方が実施する各種取組への支援を強化すること。</li> <li>生涯スポーツを通じた健康増進などに対する支援を充実・強化すること</li> </ul> |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>次世代を担うジュニア選手の発掘・育成や長期的展望に立った競技力の向上を図るため、オリンピック選手等を活用したスポーツ教室やジュニア指導者養成研修会開催に要する経費への財政措置などの支援が必要。</li> </ul>  |
|               |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における次世代トップアスリート育成システムの構築に向け、地域強化拠点の整備やプロコーチの配置</li> </ul>  |

| 分野  | 類型 | 国への要請事項   |
|-----|----|---|
| その他 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統産業における若手職人の職場定着に関する支援（一定期間の雇用補助など）</li> </ul>  |
|     |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設の維持管理に関連する予算や、地方交付税及び地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額確保をお願いしたい。</li> </ul>   |
|     |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住定住・地域の人材育成に資する事業であり、中・長期的な観点から地方創生に大いに貢献するものであると考えられることから、産業人材育成などの短期的に成果の分かりやすい施策のみならず、教育など、中・長期的な人材育成にかかる施策についても地方創生推進交付金において積極的に支援するなど、財政支援策を講じられたい。</li> </ul> |

2. 人づくりに係る分野ごとの要請項目（3）多様な人材の活躍

| 分野  | 類型   | 国への要請事項  |
|---|------|--|
| 女性  | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の活躍推進事業への支援の継続。</li> </ul>   |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働の是正をはじめとした働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、多様な働き方の導入に関して、政府主導によるポジティブキャンペーンの積極的な展開と、育休代替職員の確保に対する助成金の増額など企業への支援を充実すること</li> <li>・地域女性活躍推進交付金の増額・恒久化と柔軟で使いやすい制度とすること</li> </ul> |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域女性活躍推進交付金の継続、拡充並びに要件緩和</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業の女性の担い手確保・育成対策に資する予算的補助</li> </ul>   |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県が実施している女性活躍施策のための安定的な財源確保</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性農業者がスキルアップするための研究会や交流会に対する財政支援をお願いしたい。</li> <li>・女性の労働環境改善に関する府の取組に対し、財政支援をお願いしたい。</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域女性活躍推進交付金における国負担割合の引上げ及び財源確保</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が能力を發揮し、働き続けやすい職場環境を整備するため、地域女性活躍推進交付金の補助率を引き上げるとともに十分や予算を確保すること。</li> </ul>   |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の創業時における、経営指導や販路開拓支援等のコンサルティングの実施は、効果的であるため、継続的な財政措置の充実が必要である。</li> <li>・輝く女性管理職ネットやまぐちについては、女性活躍推進交付金による継続的な支援が必要である。</li> </ul>                                      |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性農林漁業者活躍促進対策については、民間団体委託のみでなく都道府県で取り組める補助事業の検討を願う。また民間団体委託の場合は、ブロック毎の連続したセミナーの開催の検討を願う。</li> </ul>  |
|   |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生を実現するため、手厚い財政支援をお願いしたい。</li> </ul>   |
|   |      | 女性   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。</li> <li>・女性の管理職登用や職域拡大などを進めることや、女性リーダーの育成を図ること等により、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。</li> <li>・仕事をしてきた女性が出産・育児や介護を理由に退職することのないよう仕事と家庭の両立支援対策の推進や、貧困等困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境の整備など、女性の活躍に関する政策の強化を図ること。</li> </ul> |      |  |

| 分野 | 類型   | 国への要請事項   |
|----|------|---|
| 女性 | 制度支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポート企業を認定する制度（くるみん、プラチナくるみん）を拡充し、結婚・出産支援の視点からも、先進的な取組を展開する企業を積極的に紹介すること。</li> <li>・若手や女性技術者を配置することを条件とした工事の入札等の試行等の施策推進に関する国通知発出などの側面的支援</li> <li>・建設現場における男女ともに働きやすい環境整備に向け、全国的な「快適トイレ」の普及を図るべく、積算方法を基準書に明記してほしい。</li> <li>・公的職業訓練は、ハローワークへの求職申込が訓練受講要件の一つとなっており、個人事業主扱いとなる在宅ワーク（非雇用型テレワーク）による労働を希望する者は、同訓練を受講することができない。在宅ワークを希望する者が公的職業訓練を活用して必要なスキル（パソコン操作等）を習得できるよう、この要件を緩和されたい。</li> <li>①再就職や起業を支援する施策の充実<br/>働く女性の約6割が第1子誕生を機に退職している現状を踏まえ、出産・育児等で離職した女性の再就職を支援するため、職場復帰研修に対する支援制度の創設など支援策を充実させること</li> <li>②女性限定求人要件緩和<br/>男女雇用機会均等法第5条（性別を理由とする差別の禁止）のもとでも女性向けの企業説明会や就職面接会が開催できるよう、女性限定求人要件を緩和すること</li> </ul> |
|    | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・さらなる女性の活躍促進について国が先頭に立って積極的に推進するとともに、地域の実情に合わせた取組の支援をお願いしたい。</li> <li>・在宅就労等、生活変化や場所に左右されない柔軟な就労形態を企業に促進させるための政策を策定すること。</li> <li>・働きたいと考える女性がブランク等により就職に係るスキルが不足している場合にスキルアップを支援する取組を推進していただきたい。</li> <li>・地方で育児中の女性が安心して働くことができるよう、就職活動中における一時保育を含め待機児童解消に向けた取組をさらに進めていただきたい。</li> <li>・働きたいと考える女性が人手不足に悩む企業に就職するためのスキルアップの取組を推進していただきたい。</li> <li>・女性仕様の農業機械・装置の導入、試着への支援。</li> <li>・「イクボス」のみならず、介護しやすい職場環境づくりなども担う「ファミボス」を広める施策を講じること。</li> <li>・女性の管理職への登用促進やキャリアアップ、職域拡大など女性が活躍できる職場環境の整備</li> </ul>   |
| 若者 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官等連携による合同企業説明会、大学企業連携講義等、地方独自事業に対する支援</li> <li>・地方就職者に対する所得支援</li> <li>・地方就職者に対する各種人材育成に対する支援</li> <li>・子育て世帯に対する各種支援に対する財政支援</li> <li>・首都圏に立地する大学の地方移転及び地方大学の振興。地方への企業誘致及び地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設。</li> </ul>   |

| 分野  | 類型   | 国への要請事項   |
|-----|------|---|
| 若者  | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生を実現するため、手厚い財政支援をお願いしたい。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金の事業対象の拡大をお願いしたい。</li> </ul>   |
|     | 制度支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏等に進学する学生が多いことから、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の中間報告にも盛り込まれた、県外学生による県内企業でのインターンシップ参加を促進するための首都圏大学等で構成されるインターンシップ推進協議会を創設すること。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職大学の地方設置及び運営に対する支援<br/> 高度な専門知識と技能習得ため、企業実習中心の実践教育を行う専門職大学は、産業界との連携が義務付けられており、地方企業ニーズと働き手の技能がかみ合わずに起きる構造的な失業（雇用のミスマッチ）等の解消に寄与することが期待される。</li> <li>・ 義務教育の地方分散</li> <li>・ 若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。</li> <li>・ 地方企業へのインターンシップ促進</li> </ul>             |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方では事業継承等を通じて起業のチャンスが多いことを大都市圏の学生へ周知すると共に実際に現地に派遣する取組を国策として進めることが必要。<br/> 例：企業研修制度や大学や専修学校におけるフィールドスタディの単位化など</li> </ul>   |
|     | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフキャリア教育の推進<br/> 社会に出る前の若者に対し、男女とも性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。</li> <li>・ エントリーシート方式の採用システムによる新規大卒者の就職活動について対策を講じ、学生側、企業側双方に配慮した就職活動の仕組みを確立させること。</li> <li>・ 地域の将来を支える人材育成・確保が重要である。</li> <li>・ 地元を知ることが「あたりまえ」と考える風潮を全国的に定着させる施策</li> </ul> |
| 移住者 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域の振興や人材確保の観点から中山間地域を中心に移住施策を推進してきたが、今年度から地方都市を含めた全市町村で移住施策に取り組み始めたところ。施策を推進する上でインセンティブとなる移住者向けの経済支援が必要であるが、県だけで全県を対象とするは財政的に困難であることから国の負担をお願いしたい。</li> </ul>  |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住者の人材育成にあたっては、具体的な地域課題を元にしたフィールドワーク型の研修等が効果的であるが、定住を実現させるためには息の長い支援が必要なため、安定的な財政支援を行うこと。</li> </ul>   |
|     |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も引き続き必要な予算の確保をすること。</li> </ul>   |

| 分野   | 類型   | 国への要請事項   |
|--|------|---|
| 移住者  | 財政支援 | ・移住人口に軸足を置いた事業だけでなく、今後、関係人口に目を向けた事業支援を行うこと。   |
|  |      | ・本県への移住に関心を持つ層を確実に移住につなげるには、定着に向けた移住者への個別対応が効果的であるため、財政措置が必要である。<br>・首都圏等の移住就農希望者の移住就農等に対する不安を解消するには、産地視察や就農体験等の支援が有効であるため、財政措置の充実が必要である。   |
|  | その他  | ・二地域居住（お試し居住）の推進<br>全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、義務教育の地方分散やふるさと教育の推進等により、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すること。  |
|  |      | ・移住の受け皿づくりを広めていくためには、更なる地方への人の流れを生み出す取り組みが必要<br>・地方への移住希望者層の拡大を図るため、各種関係団体等とも連携し、地方暮らしの魅力をPRするキャンペーンを実施するなど、地方移住に関する全国的な機運醸成を図ること。  |
| 高齢者  | 財政支援 | ・認知症にならないための未病改善の研究等を一層推進すること。また、認知症対策施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の実効性が確保されるよう、必要な情報提供や財源措置を講じること。  |
|  | 制度支援 | ・日本経済の活性化には元気な高齢者の活用が不可欠であり、内閣府の調査によれば、働きたい高齢者も増えている。<br>・そのため、高齢者の希望の実現、東京圏の高齢化問題、あるいは地域コミュニティの担い手対策としてCCRCが推進されているところ、介護保険法の住所地特例の拡充等により、高齢者の移住先自治体の保険財政に負担が生じないようにすること。                      |
|  |      | ・高齢者の介護予防が求められているが、高齢者が地域で社会参加し、支援を必要な方の支え手側になることは、高齢者自らの介護予防にもつながることから、引き続き支援をお願いしたい。<br>・介護分野は求人超過である一方、事務等は大幅な求職超過となるなど、雇用のミスマッチが生じている。1日体験という参加しやすい機会を通じ、介護分野への入職の契機となるようハローワーク等に協力をお願いしたい。 |
|  | その他  | ・国が実施していた生活支援コーディネーターの指導者養成研修が昨年度で終了したが、引き続き高齢者の地域での暮らしを支える担い手の育成やそのコーディネートに関する手法や事例について情報提供をお願いしたい。  |
| ・二地域居住（お試し居住）の推進<br>・全国的なキャンペーン等を一層強化するとともに、義務教育の地方分散やふるさと教育の推進等により、地方での生活に価値を見出し、積極的に地方への移住定住や二地域居住を選択するような国民的意識を醸成すること。<br>・高齢者の就労を推進し、高齢者の健康寿命の延伸と、人手不足解消の両方に貢献している企業や団体に対する認定制度を創設するなど、元気な高齢者づくり、高齢者の生きがい創出を応援する機運の醸成に向けた施策を強化すること。<br>・高年齢者の就業機会の増大 |      |   |
| 障がい者   | 財政支援 | ・地方創生推進交付金により継続的な支援を行うこと。   |

| 分野   | 類型   | 国への要請事項   |  |
|------|------|---|--|
| 障がい者 | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の就職件数は、精神障がい者を中心に年々着実に増加している。また、精神障がい者の雇用支援策が充実していることなどを背景に、2018年4月から精神障がい者の雇用が義務付けられることになった。</li> <li>今後、障がい者の社会進出が増えてくることを踏まえ、H28.4.1に施行された障害者差別解消法の円滑な運用と障がい者に対する偏見の除去のため、国民や企業に対する丁寧な周知・啓発を行うこと。また、障がい者に対する多様なコミュニケーション支援策を講じる地方独自の取組を支援すること。</li> <li>農福連携をより一掃加速させるためには、農業現場における設備整備に加え、地域でそうした障害者の就農を支えるための多種多世代の地域の人々が交流できる拠点整備が必要である。</li> <li>現在、農福連携事業としては、農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等の支援が行われているが、その対象となっていない交流拠点整備や交流事業等に対し、制度を拡充されたい。</li> <li>障害者在宅ワーク推進モデル事業促進のため、必要な財源措置を講じることを要請する。</li> <li>東京2020パラリンピックの開催は、地方で障害者スポーツに打ち込んでいる選手にとって目標となる一大イベントである。地方での競技力向上がそのまま国の競技力向上につながることから、地方が行う選手強化事業、選手発掘事業等の支援が必要である。</li> </ul> |  |
|      | その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加できる取組の推進を図ること。</li> <li>精神障害のある人の就業機会の増大</li> <li>ハローワークによる受講あっせんを積極的にお願いしたい。</li> </ul>  |  |
|      | 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働力不足が深刻化する中、グローバル化（有能な人材の国際的な対流）を最大限活用し、外国人材を将来的な地域経済の担い手として捉えることが必要。実際、国は、外国人材や、将来の高度人材の卵たる留学生の受入を推進し、実際に、その数も増加傾向にある。</li> <li>そのため、国は、外国人材にとって魅力的な就労環境及び生活環境整備を促進する事業（日本語教育、ハラル等の文化宗教対策、インターンシップ等）に対して支援すること。</li> <li>外国人留学生の地方中小企業への就職を支援するため、大学と地方公共団体等が連携して行う外国人留学生向けキャリア・就職支援活動への支援制度を整備すること</li> </ul>   |  |
|      |      | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人介護人材が介護業務に従事するために有効な学習支援の充実と併せて、外国人技能実習制度が安易に人材確保の補填として利用されることのないよう、介護サービスの質の維持にも配慮すべきではないか。</li> <li>国家戦略特区として早期に指定されるよう要望する。</li> </ul>  |
|      | その他  | 財政支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ほっかいどう働き方改革支援センターについては、地方創生推進交付金を活用して事業実施しているところであり、平成30年度までの期限となっているが、「働き方改革の推進」については、一億総活躍社会を切り開くための最大のチャレンジと位置づけられていることから、地域における働き方改革を推進し、地域における労働力人口を確保するため、働き方改革に関する交付金の創設や継続的な支援を要望。</li> </ul> |
|      |      | その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省地域づくり協力隊制度の継続をお願いしたい。</li> </ul>   |

| 分野  | 類型 | 国への要請事項  |
|-----|----|--|
| その他 |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑務所出所者等の就労促進による再犯防止については、社会貢献の見地等から協力雇用主は増加し、実際に雇う企業も増えてきているが、仕事が長続きしないといった問題が発生している。要因は様々であり、「表現力の弱さから他の社員と打ち解けられない」、「窃盗癖が直らず、職場の金銭を盗む」等である。これらの対策として、教育や依存症からの脱却に向けた支援が必要と感じており、全国的な課題として早期に検討頂きたい。</li> <li>・ 県民一人ひとりが、個人の置かれた状況やライフスタイルに応じて、仕事と暮らしのどちらもあきらめることなく、働き続けることができる環境をつくるため、次の措置を講ずること。①「働き方改革」推進のための法整備や社会システム改革の実現、②地域や中小企業等が働き方改革に取り組みやすい環境の整備、③生産性向上への支援、④国内機運の醸成</li> <li>・ 各地域の地域特性や歴史的背景に応じた平和推進の独自の取組に対して、交付金などによる財政支援を求める。</li> <li>・ 雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、これらの諸施策と一体となった取組を行う地方版ハローワークへの支援措置を講ずること。</li> <li>・ 地方版ハローワークの実効性を担保するため、国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めること。</li> </ul> |

### 3. 累次要請に係る要請すべき施策

| 要請項目   | 類型                    | 要請すべき施策等  |
|--|-----------------------|---|
| 地方大学の振興  | 地方大学の振興等に係る施策の具体化・制度化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年5月に公表された「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」の方向性で示された地方大学の振興の実現のため、新たな財政支援制度の創設等、抜本的な対策を講じること。</li> </ul>   |
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京一極集中の抜本的な是正を図るため、地方大学の振興施策と東京の大学の新增設の抑制施策をセットにした立法措置を講じるとともに、地方大学が地方公共団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長がリーダーシップを発揮し、地域の中核的な産業の拡充とその専門人材育成に地域一丸となって取り組む優れたプロジェクトに対して、国家的プロジェクトに位置づけて、国による積極的な財政支援制度の創設などの支援を行っていただきたい。</li> </ul>   |
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方のサテライトキャンパスを推進するため、地方大学と東京圏の大学の連携強化等により、学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みを構築していただきたい。</li> </ul>   |
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の地方圏と東京圏との相互の対流・還流や、将来のU I ターンに対する順応性を子どもの頃から育む観点から、小学生、中学生、高校生の各段階において地方における滞在型体験学習の全国的な義務付け等を検討すべき。</li> </ul>  |
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方における雇用創出や若者の就職を促進するため、東京圏の大学で構成する協議会を設置し、地元企業のニーズに対応して東京圏の学生のインターンシップを促進する全国的な仕組みを創設するとともに、「地方拠点強化税制」を継続・拡充していただきたい。</li> </ul>   |
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先に公表された「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」を踏まえ、以下の事項について緊急抜本的措置を講じるよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京の大学の定員増を厳しく抑制すること。</li> <li>・地域課題の解決、地域活性化への貢献及び人材定着等に積極的に取り組む地方大学への運営費交付金等の配分の充実</li> <li>・地方大学における自主的な学部・学科の拡充と定員増の取組への支援</li> <li>・地方大学で学ぶ学生への給付型奨学金の創設</li> </ul> </li> </ul> |
|  |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の地方公共団体の自主的な取組みには限界があり、国においては東京の大学の定員抑制や、地方大学における地方創生の取組みに対する支援などを通し、地方に学生が集まる仕組みを整えることが必要である。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の大学においても、地域の中核産業を支える専門人材の育成や入学者の確保を強化するため、各大学が強みを有する分野において世界レベルの研究活動に裏打ちされた高等教育を実現できるよう、地方の大学に対する研究予算や先進的な教育プログラムにかかる予算を十分に確保すること</li> <li>・大学と自治体や産業界との連携により地域において質の高い高等教育の提供や、産業人材を育成する取組みを支援すること。その一環として、共通のサテライトキャンパス等における教養科目等の共同開講を支援すること</li> </ul> |                       |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略にも記載されている東京の大学の新增設の抑制や地方移転の促進などについての緊急かつ抜本的な対策の早期実施が必要であり、地方大学と東京圏の大学がタイアップし、学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組み等の検討などを求める。</li> </ul>   |                       |   |

| 要請項目  | 類型   | 要請すべき施策等   |
|---|--|--|
| 地方大学の振興   | 地方大学の振興等に係る施策の具体化・制度化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方へのキャンパスや研究施設の移転など大学機能の地方分散を進めること。特に、地方に研究資源が豊富に存在する工学系や農学系などの分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興につながることから、重点的に取り組むこと。</li> <li>・都市圏への若年世代の人口流出を抑制するため、大都市圏における大学等の新設や定員を抑制するとともに、地域の多様な主体と連携して課題解決に取り組む大学等を重点支援するなど、地方大学の魅力を高めるため施策を充実すること。</li> </ul> |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の東京一極集中の是正を実現するような制度や仕組みについて、具体的な措置がすみやかに講じられるように引き続き要請すべき</li> </ul>  |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学の振興や東京における大学の新增設の抑制等に関する立法措置などの早期実現を図る必要がある。</li> </ul>  |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、この「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」の内容の具現化に向け、準備を進めていただきたい。</li> </ul>   |
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生に資する大学改革に向けた中間報告」や「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017（案）」における地方大学の振興等の諸施策について、早期に実現を図ること。</li> </ul>  |
|   |  | 地方大学における大学設置基準の弾力的運用   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずるよう引き続き要請すべき。</li> </ul> |  |  |
| 地方大学の振興   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立の地方大学の振興にあたっては、地方負担を前提とせず、国の責任において財源を確保すること。</li> </ul>  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。</li> </ul>   |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学が、地域の特色を生かしながら、地域活力の向上に貢献できるよう、地方の国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。</li> </ul>  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における「知の拠点」として、地方創生にとって重要な役割を担う地方大学について、振興及び機能強化を図ること。また、地域の高等教育機関としての継続的な運営確保に必要な財政支援の充実を図ること。</li> </ul>  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学の運営や経営の健全性を確保するため、運営費交付金や私学補助、公立大学における地方交付税措置などの財政支援の拡充・強化を図るとともに、地方創生を牽引できる人材の育成のため、自治体を始め企業や経済団体との連携など、地方大学による地方創生の取組に対する支援の拡充を行うべきである。</li> </ul> |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズや特性を踏まえ、地域の活性化に貢献する大学の取組を推進するための支援が必要。</li> </ul>  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業など、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保について、引き続き、知事会として要望することが必要と考える。</li> </ul>  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学に、より多くの学生が集まるよう、国策として、入学料や授業料の引下げ等の財政措置や、地元就職者の奨学金返還免除制度の創設などを行うべきである。</li> </ul>  |  |

| 要請項目  | 類型      | 要請すべき施策等   |
|---|---------|--|
| 地方大学の振興   | 地方大学の振興 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と大学が連携した地域創生を進めるため、COC+（(知)の拠点大学による地方創生推進事業）に関する国庫補助金等の充実や、専門職大学を活用した地方大学の振興の取組みを推進する必要があると考える。</li> <li>・本県では、県内 37 大学と就職支援協定を締結し、県内大学生への兵庫の魅力ある企業の情報提供や、企業とのマッチングを支援するとともに、県内で一定規模の学部数、学生数を擁する主要大学及び特定分野での人材育成に優れ、県内への若者の環流促進につながる県外大学を対象に地域創生包括連携協定を締結し、大学生へのふるさと教育の展開、第 2 新卒対策等を進めているが、協定等に基づき、大学が地方公共団体と連携して地方創生に取り組むために必要な経費に対する支援制度も重要である。</li> </ul>           |
|   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産年齢人口の減少が見込まれるなか、地方創生を進めるためには、「産業」を興すとともに、地域で働く質の高い職業人を育成すること（実学教育）が重要。</li> <li>・このため、国の「地の拠点大学における地方創生推進事業（COC+）」活用し、また、自らの取り組みとして、地方公共団体や企業等と協働し、学生にとって魅力ある就職先の創出や、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を推進している大学等がある。</li> <li>・このような取組みをより充実させるため、国が重点的に支援を行うことで、地域に役立ち、また大学そのものの魅力向上が図られると考える。</li> </ul>  |
|   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学が県等と連携し、地域のニーズを踏まえた特色ある取組を進めるためには、大学・県等に対する財政支援の充実が必要である。</li> </ul>   |
|   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生の観点からは、地方大学を振興し、より一層魅力を高めていくことが重要である。</li> </ul>   |
|   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生を実現するためには、「地方の持てるモノを生かす」ということが重要である。この「持てるモノ」は地方の実情によって異なり、例えば、本県においては、強みである第一次産業の振興と、その強みを生かした食品産業の高度化等を重点取組とし、地元大学や産業界等との産学官民連携によりさらに取組を進めていくこととしている。</li> <li>・こうしたことから、その地域の実情に応じたものであり、かつ、「中間報告」に記載してあるとおり、「地域が一丸となって本気で改革に取り組むプロジェクト」について支援対象とすること。</li> <li>・また、社会人や若い人が地方で学ぶことができる地方大学の教育環境の整備や魅力向上、機能強化につながる施策を推進するため、地方大学の強化のための地方交付税措置を充実すること。</li> </ul> |
|   |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方大学については、地方の人材育成の役割をしっかりと担えるよう、国において引き続き十分な財政措置を求める。</li> </ul>   |
|   |         | 奨学金を活用した地方定着   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金返還支援制度は、取組の効果検証を行った上で、現行制度を見直される場合には、速やかに具体的な内容を示して欲しい。</li> </ul> |         |  |

| 要請項目    | 類型                     | 要請すべき施策等  |
|---------|------------------------|---|
| 地方大学の振興 | 大学の東京一極集中の是正           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が立法措置等を行い、大都市圏、特に東京圏における大学の新增設（学部・学科の新增設も含む）や入学定員の増加、入学定員に対する超過率等を制限する必要がある。</li> <li>・中間報告を踏まえ、東京における大学の新增設を抑制し、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進するため、国における立法措置を含む抜本的な対策を講じること。また、大学の地方移転の促進に当たって、財政力の弱い地方公共団体が不利にならないよう、国による支援措置を講じること。</li> <li>・東京における大学の新增設を抑制し、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を早急に実現するとともに、地方大学の振興施策を推進するための抜本的な対策を講じるため、必要な立法措置を講じることについて、速やかに検討すること。</li> </ul>   |
|         | 大学の東京一極集中の是正<br>(慎重意見) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の立地は、都市環境や、教育・研究環境、他大学や企業との交流などの諸条件を総合的に判断して決定するものであり、立法でこれを制限することは、大学の自主的な運営及び大学が果たす人材育成やイノベーションの創出等の役割を阻害しかねないという、地方創生の実現にとってマイナス面をはらんでいると考える。「地方対東京圏」という対立構造ではなく、「地方への新たなひとの流れの創出」とともに、「東京圏の国際競争力の強化」を両輪で進めていくことが重要と考えている。</li> <li>・東京 23 区における大学・学部の新設を一律に制限することは、大学自体の活力や国際競争力の低下を招き、ひいては国力の衰退にもつながることが懸念される。</li> <li>・このため、立法措置に向けては、地方創生の観点だけでなく、全国レベルでの人材育成、グローバルな視点での競争力の向上といった点も含めて、慎重に議論していく必要がある。</li> </ul>  |
|         | 国立大学における運営交付金の充実       | <p>○本県では、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、基盤となる運営費交付金の十分な確保を国に対し求めている。</p> <p>※参考 「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」(H29.6.8)</p> <p>&lt;23 福島大学の震災復興に向けた取組に対する総合的な支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害からの当県の復興・創生のため、農・環境分野や再生可能エネルギー、双葉郡の教育への復興支援など、福島大学が果たしている役割、機能の重要性を踏まえ、福島大学が今後とも安定的・継続的に運営され、震災復興に向けた取組の実施等により地域貢献ができるよう、以下の総合的な支援措置を講じること。</li> </ul> <p>(1) 新学類「食農学類（仮称）」の設置に向けた十分な支援</p> <p>当県の震災・原発事故からの農業の復興・再生、さらに今後の我が国の農業振興を図るため先駆的な取組を行い、地域のリーダーを育成する「食農学類（仮称）」の設置（平成31年4月設置構想中）に向けた十分な支援を行うこと。</p> <p>(2) これまでの震災復興に向けた取組の継続</p> <p>震災復興支援機関である「うつくしまふくしま未来支援センター」及び「環境放射能研究所」の安定的・継続的な運営のための財政支援を行うこと。</p> <p>(3) 運営費交付金の十分な確保</p> <p>震災復興に向けた取組への基盤となる運営費交付金を十分に確保すること。</p> |

| 要請項目     | 類型               | 要請すべき施策等   |
|----------|------------------|--|
| 地方大学の振興  | 国立大学における運営交付金の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学は、地域の将来を支える人材や産業を育成する上で果たす役割は大きく、地域の中核的な高等教育機関として安定的な運営ができるよう、引き続き、知事会として国立大学における運営費交付金等の充実を要望していくことが必要と考える。</li> </ul>   |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方における大学の役割は、これまでも増して重要であり、教職員定数や地方国立大学の運営費交付金の拡充など、地方大学の運営基盤の強化や活性化に配慮するとともに、地域の課題解決に積極的に取り組む地方大学に対しては運営費交付金等を増額するなど優遇措置を行うこと。</li> </ul>  |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後国が設ける仕組みが若者の地方への定着に実効性あるものとするため、これまで地域連携に積極的に取り組んできた鳥取県内の大学の取組が正当に評価され運営費交付金などの資金が配分されるようになり、また、サテライトキャンパスの設置に係る国の財政支援などの措置が行われるよう、引き続き国に働きかけていく必要がある。</li> </ul>   |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。</li> </ul>   |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方大学については、地域の人材育成を進めるため、運営費交付金等の財政支援の充実を図る必要がある。</li> </ul>   |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学への補助金（国立大学運営費交付金等）については、地方大学の振興につながるものとなるよう、より一層の充実を図ること。</li> </ul>  |
| 教職員定数の拡充 | 教職員定数の拡充         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国に対しては、加配定数の基礎定数化の平成38年度までの着実な実施や、一人ひとりの子どもに応じたきめ細かな指導を展開するために小学校第一学年で実施している35人学級の中学校第3学年までの段階的な拡充、新学習指導要領の円滑な実施や様々な教育課題への対応のための新たな教職員定数改善計画の策定について、要請していくことが必要である。</li> </ul>  |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定が見送られているが、新学習指導要領の円滑な実施等のため、新たな計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図ること。</li> </ul>  |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 質の高い教職員を確保し、教職員が児童生徒としっかりと向き合うことができる学校指導体制を充実させるためには、教職員定数の改善・充実のための中長期的な計画を策定し、義務標準法の改正を伴う少人数学級の早期拡充により基礎定数を確保することで、計画的・安定的な教職員配置を図る必要がある。<br/>また、基礎定数化の着実な実施とともに、これまでの地方公共団体の取組が後退することのないよう、更なる加配定数の改善・充実を図る必要がある。</li> </ul> |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 小学2年生以降の35人以下学級の制度化をはじめ、様々な教育課題への対応の充実を図るため、国において新たな教職員定数改善計画を策定するとともに、その実施にあたっては純増での定数改善と財源確保を図るべき。</li> </ul>   |
|          |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たな教職員定数改善計画を策定するとともに、義務標準法の改正により、小学校2年生以降における35人以下学級を早期に実現すること。その際、義務標準法第7条第2項による少人数指導の加配定数については、一部基礎定数化されたことによる影響を最小限にとどめることはもとより、一層拡充すること。</li> </ul>  |

| 要請項目          | 類型        | 要請すべき施策等   |
|---------------|-----------|--|
| 地方大学の振興       | 教職員定数の拡充  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期学習指導要領の円滑な実施と、小学校の学級担任の多忙化解消、及び児童の資質・能力の確実な育成のため、小学校における専科教員の加配定数を拡充すること。</li> <li>さらには、学校はこれまで以上に複雑で多様な教育課題を抱えていることから、いじめ・不登校支援や学校統合支援等の義務標準法第15条による加配定数を拡充すること。</li> </ul>   |
|               | その他       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生の還流・県内定着に向けて、大学と県内企業の相互理解、地域志向の人財育成の推進、県外在住の大学生への情報発信の更なる強化等に取り組むこととしており、こうした取組への支援をお願いしたい。また、学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みづくりは、地方への認識や理解を深めていただく観点からも有用な取組と思われる。</li> </ul>   |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材への投資を通じて地域の産業を活性化していくには、地域の中核的な産業だけではなく、新たな産業分野への研究と教育を通じた人材育成も重要。</li> <li>・特に、IoT や AI、ビッグデータといった成長戦略の要になる技術開発とそれを駆使できる人材の育成については、今後あらゆる産業に波及することを踏まえて積極的に取り組んでいく必要がある。</li> <li>・また、産学官連携による研究・開発をより効果的に進めるには、高度な機能を有する実験・分析機器の活用が不可欠だが、地方大学では、厳しい経営状況の中でこれらの機器が高額なこともあり整備・更新が進まず、十分な研究に取り組むことができない場合がある。</li> <li>・このため、産学官連携による研究・開発にあたって効果の高い高機能実験機器を地方大学が整備する際は、産業分野を限定することなく財政的な支援をお願いしたい。</li> </ul> |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、東京のみならず、三大都市圏への大学進学者数が多く、これ以上三大都市圏での大学・学部の新設等は抑制すべきと考える。</li> </ul>   |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立大学に関しては、地元産業界が求める人材の育成や地域の活性化につながる特色ある教育に対する特別交付税の措置上限額を拡大する必要がある。</li> <li>・また、普通交付税におけるトップランナー方式の算定によって地方公立大学の普通交付税の削減につながらないことが必要。</li> <li>・新卒者の県内就職促進のため、新卒応援ハローワークの増設等の体制整備が必要</li> </ul>  |
| 少子化及び子どもの貧困対策 | 子どもの医療費助成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもを対象にした医療費助成の創設について、引き続き要望すべきである。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費及び保育料については、国の責任において子育ての経済的負担を軽減する制度設計と財源の確保を要請する。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費助成については、自治体の財政力により差がつかないように、国において全国一律の制度を創設すること。併せて、子ども医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置を対象年齢に関わらず廃止すること。</li> </ul>   |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児までの医療費助成については、全国全ての市町村において、何らかの助成措置を実施しているが、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めることは、国が少子化対策として重点的に取り組むべきものであることから、未就学児の医療に関わる全国一律の制度を、国において創設すること。</li> </ul>  |

| 要請項目          | 類型        | 要請すべき施策等  |
|---------------|-----------|---|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | 子どもの医療費助成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度の創設や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る所得要件の緩和、三世帯同居や近居への支援、さらには所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。</li> <li>・また、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、一部改善が図られたところであるが、当該措置について、未就学児に限らず全て廃止すること。</li> </ul>                |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の制度として、子どもの医療費が中学生まで無償となる、全国一律の制度を創設すること。</li> <li>・自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担減額調整措置を対象年齢にかかわらず完全に廃止すること。</li> </ul>   |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止すること。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止について、厚生労働省は平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については国民健康保険の減額調整措置を行わないことを決定され、これまで地方が求めてきた減額調整措置の廃止に向けて、一步を踏み出したものと受けとめており、一定の評価ができるものと考えているが、未就学児に限らず、全ての削減措置について早急に廃止すべきである。</li> <li>また、国の責任において、早急に子どもを対象にした医療費助成制度を創設すべきである。</li> </ul> |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児、ひとり親への医療費助成制度を創設すること。</li> <li>・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置について、市町村の国保財政に多大な影響を与えていることから、未就学児までだけでなく、直ちに全面廃止していただきたい。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策は喫緊の国家的課題であるので、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を構築していただきたい。</li> <li>・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止については、未就学児までに限らず全て廃止するよう、引き続き全国知事会においても、国に働きかけていただきたい。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設については、実現に向けた検討をお願いしたい。</li> <li>子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止については、就学後の子どもについても、減額調整措置の廃止をお願いしたい。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費助成については、子どもを安心して産み育てられる環境整備の観点から、全国の8割以上の市町村が中学生までを対象に助成を実施している状況に鑑み、国において義務教育終了までの子どもを対象に制度化していただきたい。</li> <li>・また、国民健康保険制度における子どもの医療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置について、就学前までの分を緩和いただいたところであるが、対象年齢にかかわらず廃止していただきたい。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の国庫負担金について、未就学児までだけでなく全面的に減額調整措置を廃止すること。</li> </ul>   |

| 要請項目          | 類型        | 要請すべき施策等  |
|---------------|-----------|---|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | 子どもの医療費助成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の国庫負担金減額調整措置については、一部改善に留まったため、全面的に廃止することが必要である。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育や医療費の無償化等を行う全国一律の制度の創設に向けた検討を行うとともに、国の働き方改革の動きと併せて、それぞれの生活スタイルに合わせて、在宅による育児など、多様な子育ての選択肢に対応できるよう、在宅育児世帯に対する支援も含めた地域での子育て環境への支援・充実も国に要請すべきと考える。</li> <li>・全国一律の制度創設の検討にあたっては、その財源の負担を含めて社会全体で子育て世代を支えるものとし、広く国民の合意が得られるよう努めることが必要。</li> </ul> |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策には、長期的な展望に立った取組が不可欠であることを踏まえ、地域の特性やニーズに応じた実効性ある施策を実施できるよう、自由度が高く安定的な財源を確保すべき。</li> </ul>   |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らずすべて廃止</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の国保財政に重大な影響を及ぼしている国庫負担金の減額調整措置については、対象年齢にかかわらず全面的な廃止を要請すべきである。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の全廃について要請したい。</li> </ul>  |
| 保育人材の確保       | 保育人材の確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育人材の確保について、保育士の配置基準の改善や処遇改善のための十分な財政措置について引き続き要望するとともに、地方で勤務する保育士の処遇改善を図るため、都市部よりも低く設定されているその他地域の公定価格の差の解消についても要望すべきである。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等においては、仕事と子育てが両立しやすい環境整備や従業員への支援を促進する施策の強化、地域の実情に応じた病児保育の推進及び保育士等の処遇や勤務環境の改善を含めた人材確保対策を一層強化するべきである。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、保護者や子どもが利用しやすい制度とすることはもとより、保育所の整備等による利用定員の拡大、病児・病後児保育や延長保育等の多様なサービスへの対応のほか、保育士等の配置基準の改善や職員の処遇改善、保育士修学資金貸付などによる保育士確保対策が必要であり、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、十分な財源を確保すること。</li> </ul>  |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等の処遇改善において、対象となる保育士等に対しキャリアアップ研修の受講を進めていく必要があるが、保育所等の勤務実態を考慮すると、対象者が受講を完了するまでには、平成29年度の1年間の経過措置だけでは不十分であることから、この経過措置の延長を講ずること。</li> <li>・待機児童解消に向けた受け皿となる施設整備などの子ども・子育て支援施策については、内閣府が強力で主導しながら、更なる充実・強化を図り、その実施に向けて確実に財源を確保すること。</li> </ul>                          |
|               |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士が働き続けられる処遇を改善するため、更なる保育所等の職員の給与改善につながる公定価格を設定すること。</li> </ul>  |

| 要請項目          | 類型      | 要請すべき施策等  |
|---------------|---------|---|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | 保育人材の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の平成 29 年度予算に計上された保育士の新たな処遇改善対策（一定の知識・経験を有する中堅保育士への月額 4 万円の処遇改善）は、対象者が全保育士の 1 / 3 を上限とされ、保育士全体に行き渡るものではないことから、全保育士を対象とした賃金の底上げを図り、全職種平均と比較して 11 万円低いといわれる格差是正を図ること。</li> </ul>  |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援の充実を一層図るため、子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた 1 兆円超の財源確保に引き続き取り組むべき。</li> <li>・技能・経験を積んだ保育士の処遇改善の取組みを円滑に導入するため、モデル就業規則の速やかな情報提供、研修要件の経過措置期間の確保、特別対策の来年度以降の継続をお願いしたい。</li> </ul>   |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育人材の確保に係り、全職種平均給与との格差解消を実現する抜本的な処遇改善を図ること。また、保育現場の実態に即した保育士の配置ができるよう、乳児をはじめとする配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を行うこと。</li> </ul>  |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・待機児童解消等のための新たなプラン「子育て安心プラン」が平成 29 年 5 月 31 日に総理より発表され、保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」が支援パッケージに組み込まれたところであるが、処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築を確かなものとするため、平成 29 年度はキャリアアップにかかる研修の受講を課さないこととされている措置について、平成 30 年度以降の一定期間においても継続するよう検討されたい。</li> </ul>                   |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の労働意欲を高め、離職者の復職を支援するため役職や職務に応じて求められる役割や資質、資格、研修受講等を盛り込んだ「キャリアパス」を全国共通の制度として構築し、それに応じた処遇が公定価格に反映されるようにしていただきたい。</li> <li>・保育士の給与水準の更なる改善を図るために公定価格の見直しを含めた適切な財政措置をしていただきたい。</li> <li>・広く社会全体に対して保育の仕事への理解と魅力を発信していく取組みを支援していただきたい。</li> </ul> |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税の引き上げ延期にかかわらず、子ども・子育て支援新制度が安定的に実施され、また幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」と「質の改善」が確実に実施できるよう、必要な予算を確保すること。</li> <li>・特に、保育士の設置基準の改善を図るとともに、障がい児など配慮の必要な子どもに対応するための職員や栄養士、調理員、事務職員などの配置の充実のための財源措置を図ること。</li> </ul>                                      |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の処遇改善などにより、保育士等の継続的、安定的な確保につながる適切な措置を講じること。</li> </ul>   |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けた保育人材の確保のためには、職員配置の改善等のための十分な財源の確保が必要である。</li> </ul>   |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育人材を確保するため、保育士の更なる処遇改善を図るとともに、勤務環境の改善のための財政支援を行うなど、待機児童対策の加速化を図る必要がある。</li> </ul>  |
|               |         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の給与が低い背景には、職員の配置基準以上に職員を加配せざるを得ない実態がある。</li> <li>・職員配置基準の更なる改善と、必要な職員が配置できるような公定価格（運営費単価）とするよう、国に対し求めていく必要がある。</li> </ul>  |

| 要請項目              | 類型   | 要請すべき施策等   |
|-------------------|--|--|
| 少子化及び子どもの貧困対策     | 保育人材の確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化</li> </ul>   |
|                   | 地域少子化対策重点交付金の拡充  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域少子化対策重点推進交付金」については、結婚、妊娠・出産、子育て支援に係る取組を幅広く対象とするなど、地域の実情に応じた取組が進むよう、柔軟性の高い運用を要望したい。</li> </ul>  |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域少子化対策重点推進交付金」について、詳細な採択基準を示す、事業採択時期の前倒し、対象分野の拡大、地域の実情に応じた柔軟な運用の実施、補助率の引き上げ等改善を図ってほしい。また、効果的な事業は継続的に実施できるよう取り計らってほしい。</li> </ul>  |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策に関する自治体の継続的な取組を支援するなど、地域主体の取組の後押しとなるよう支援を行うこと。</li> </ul>  |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域主体の取組の後押しとなっている当該交付金について、制度そのものの存続については評価するところだが、補助率の引き下げや、対象分野の結婚支援等への集約化、採択審査の厳格化などが取組実施の上で課題となっている。地域主体の少子化対策の貴重な財源となっていることから、補助率の引き上げ（1/2→10/10）、予算の確保、子育て等に係る取り組みの対象事業への復活や運用の弾力化を行うべきである。</li> </ul>                    |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域少子化対策重点推進事業交付金の採択要件の緩和や審査の簡素化、総額の拡充など、自由度の高い恒久的な財源を確保すること。いま社会でSDGsが注目されているように、単に少子化に資する事業を対象を特化するのではなく、少子化対策を通じて地域における複数の課題解決に資する事業についても補助対象とされたい。</li> </ul>  |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>交付金の補助対象について、住宅取得支援等対象事業を新婚世帯に限らず、子育て世帯まで拡大、補助対象を短期的に変えることのないよう継続的・安定的な制度運用など制度の充実を図られたい。</li> </ul>  |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充及び子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充のため、地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化を図ること。</li> </ul>  |
|                   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域少子化対策重点推進交付金」について、採択要件が厳格化されていることや補助率が引き下げられていることから、地域の実状に応じた柔軟な制度運用の実施や補助率の引上げが必要である。</li> </ul>  |
|                   | 少子化対策に資する新たな税制措置   | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、少子化等の厳しい現状を抜本的に改善し、地方創生を推進していくため、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みが必要であり、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、三世帯同居・近居の促進など、少子化対策に資する税制について幅広く検討すべき。その際、地方の行政サービスを支えるための自主財源を充実・確保することを前提として、検討を進めるべき。</li> </ul> |
| 子どもを持つ世帯の経済的負担の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> <li>多子世帯、低所得世帯等の更なる経済的負担軽減のための保育料、放課後児童クラブ利用料の無料化など、地域の実情に応じた少子化対策の強化や子育て支援の充実に必要となる財源を確実に確保する必要がある。</li> </ul> |  |

| 要請項目  | 類型                | 要請すべき施策等   |
|---|-------------------|--|
| 少子化及び子どもの貧困対策   | 子どもを持つ世帯の経済的負担の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望出生率1.8を達成するためには、思い切った子育て支援策が必要であり、まず第2子を持つことを後押しするため、国の制度として、子どもを2人持つ世帯の経済的負担のさらなる軽減を図るべき。</li> <li>(なお、本県では以下のような取り組みを実施している。</li> <li>①不妊治療で、第2子以降の出産を望む夫婦を支援するため、特定不妊治療に係る助成回数を通算ではなく、出産ごとに6回とすること。</li> <li>②第3子保育料無料化の所得制限の緩和、年収360万円未満世帯の第2子保育料の満額支援（現行制度では260万円未満無料、360万円未満半額）を行うこと。</li> <li>③第2子以降の放課後児童クラブ利用料及び病児・病後児保育利用料について無料化すること。）</li> </ul> |
|   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化</li> <li>・子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充</li> <li>・子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減</li> </ul>   |
|   |                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多子世帯保育料軽減制度」について、所得制限を撤廃し、子育て世帯、特に多子世帯の経済的負担の軽減が必要である。</li> </ul>   |
|   |                   | 給付型奨学金の拡充  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金貸付については、入学時奨学金の貸付を入学前に行うことを全国一律に実施することを要請する。</li> </ul>  |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育費の負担軽減や学生の地元定着を促進するため、給付型奨学金の給付人員及び給付額の拡充を行うとともに、地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体に対する財政措置の拡充や人材の地元定着のために行う必要な技術や資格の取得を支援する取組等に対する財政措置を講じること。</li> </ul>                           |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付型奨学金の更なる充実を図ることを要請する。</li> </ul>  |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付型奨学金の対象者数の拡大など、一層の制度の拡充を行うこと。</li> </ul>  |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度から低所得世帯対象の給付型奨学金（高等教育進学サポートプラン）が一部先行実施となっているが、一時金給付対象者を拡大するなど、さらなる充実を図ること。</li> </ul>   |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付型奨学金については、希望する全ての子供が受給できる制度となるよう充実を図りたい。</li> </ul>   |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが、経済的な理由により大学等への進学をあきらめることがないよう、高等教育の無償化に係る検討を進めるとともに、給付型奨学金や貸与型奨学金の制度の一層の充実を図ることが必要。</li> <li>・給付型奨学金の出身校ごとの採用枠については、子どもたちが将来への希望を持てるように柔軟な対応をすることが必要。</li> </ul> |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付型奨学金は、意欲と能力がありながら、家庭の経済的な理由により進学を断念せざるを得ない学生をなくす上で、有効な制度である。貧困の連鎖を確実に断ち切るためにも、給付型奨学金の拡充が必要である。</li> </ul>   |                   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付型奨学金制度の拡充</li> </ul>  |                   |  |

| 要請項目          | 類型       | 要請すべき施策等   |
|---------------|----------|--|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | 子どもの貧困対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの居場所づくりや学習支援は、必要とする全ての子どもを対象とした取組であるべきであり、現行の「生活困窮世帯」「ひとり親世帯」など対象を限定する独立した施策を一体化するなど、対象者が利用しやすい施策となるよう要望すべきである。</li> <li>また、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」については、地方独自の取組として活用できるよう、運用の弾力化と交付金の恒久化を図り、より一層、地方における貧困対策への支援を充実することを要望したい。</li> </ul>   |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対策については、地域の実情に応じた取組を推進できるよう、「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等の都道府県別のデータを提供するとともに、地域子供の未来応援交付金等による財政支援を平成30年度以降も継続すること。</li> </ul>   |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県の対策推進の検証・評価に資するよう、都道府県ごとの子どもの貧困の実態が分かるような調査研究を国が継続的に実施すること。</li> <li>地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、制度の恒久化、地域ニーズに対応した事業メニューの追加や運用の弾力化、交付金の増額など、財政支援の充実・強化を図ること。</li> <li>貧困の世代間連鎖を断ち切るため、特に厳しい環境に置かれた子どもたちへの支援策の抜本強化に向け、教育や生活の支援、経済的支援等に関し必要な施策を講じ、子どもの貧困対策を総合的に推進すること。</li> </ul> |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が、貧困対策に関する地域のネットワークを構築しやすくするなど、子どもの貧困対策を更に充実させることができるよう、柔軟に財政支援を行うこと。</li> </ul>   |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、今後、本格的に子どもの貧困対策を進めるためには、国・地方公共団体、民間の企業・団体等が連携し、それぞれの役割を果たしながら積極的に取り組んでいくことが効果的と考えられる。国には、地方における独自の取組がより効果的なものとなるよう「地域子供の未来応援交付金」について、対象事業の拡大など運用の弾力化及び予算を恒久化し継続的な財政支援を実施すること、また、「子供の未来応援基金」について、一層の啓発を図るとともに、より多くのNPO等の活動を支援できるよう、税制上の優遇措置を拡大するなど十分な財源を確保できる仕組みを国として構築すべきである。</li> </ul>          |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくために予算を恒久化すること。</li> <li>また、「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」について、全国のデータはあるが、自治体別のデータがないので、算出し、自治体へデータを提供すること。</li> </ul>  |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき、国において、子どもの貧困率をはじめとした各種調査を実施される場合は、都道府県ごとの実態がわかるよう、大規模な調査をしていただきたい。</li> </ul>  |
|               |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充するほか、高校教育段階における教育費負担を軽減する観点から、低所得者世帯を対象とした奨学のための給付金制度の更なる充実を図ること。また、地域で行う学習支援に対する支援を拡充すること。</li> </ul>   |

| 要請項目          | 類型          | 要請すべき施策等   |
|---------------|-------------|--|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | 子どもの貧困対策    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域子供の未来応援交付金」を活用し、今年度、本県では4市において、子供の貧困に関する実態調査・分析や支援体制整備計画の策定に取り組む予定である。地域での取組みをより効果あるものとしていくため、今後とも予算の確保をお願いしたい。</li> <li>・「子供の貧困率」は全国で13.9%となっているが、「サンプル数が少ないために調査データの信憑性が薄い」として国では都道府県別のデータを公表していない。全国的に統一的な基準での調査が必要と考えられるので、国の責任において「相対的貧困率」や「子供の貧困率」等について統一的な基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に提供していただきたい。</li> <li>・意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず、安心して学べるよう、給付型奨学金の大幅な拡充など、奨学金制度の更なる充実をお願いしたい。</li> </ul> |
|               |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と都道府県別データの提供</li> <li>・地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援</li> <li>・生活保護受給世帯の子どもの高校進学を支援するため高等学校等就学費を教育扶助に位置付ける等教育扶助の充実</li> <li>・子どもの学習支援や子ども食堂の運営など、生活困窮者世帯の子どもの生活習慣獲得への支援、進学意欲助長、就学フォロー等の活動を行う民間団体を支援する制度の創設</li> </ul>  |
|               |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金制度や給付型奨学金の拡充など教育費負担の軽減</li> <li>・地域子供の未来応援交付金の予算の恒久化と運用の更なる弾力化</li> </ul>   |
| 幼児教育・保育の無償化   | 幼児教育・保育の無償化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨太の方針では、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革のあり方についても早急に検討を進めることとしているが、幼児教育無償化の段階的推進など教育費の更なる負担軽減の取組みを進めるにあたっては、国の責任において、地方負担分も含め安定財源をしっかりと確保すべき。</li> </ul>   |
|               |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三子以降の保育料については、児童のいる世帯の平均的な所得水準として約700万円までを、ナショナルミニマムとして無償化していただきたい。</li> </ul>  |
|               |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育・保育の無償化の実現</li> </ul>  |
| その他           | その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの開設時間延長や長期期間中の開設に係る補助要件の緩和が必要である。</li> <li>・不妊治療に対する支援について、子どもを希望する夫婦の希望を叶えるため、一般不妊治療、人工授精治療への支援の拡充が必要である。</li> </ul>   |
|               |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚支援策では、国が主体となった未婚化・晩婚化への取組の推進と自治体が進める独自の結婚支援への積極的支援を要請する。</li> </ul>  |
|               |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園の施設整備費補助については、複数の省庁にまたがっており、手続きが煩雑であることから、一元化を図るとともに、事業者の負担が過大とならないように、十分な財源を確保すること。</li> <li>・ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実や、結婚支援拠点への財政支援の拡大、安心して不妊治療を受けられる環境整備、妊産婦支援の充実などを図ること。</li> </ul>  |

| 要請項目          | 類型  | 要請すべき施策等  |
|---------------|-----|---|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の就業支援や児童福祉施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた世帯への支援の一層の充実を図るとともに、継続的な財政支援を行うこと。</li> </ul>   |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国における不妊治療助成制度の所得制限を撤廃するとともに、人工授精や不育症（習慣性流産等）治療を給付対象にしていきたい。</li> <li>・生活習慣の確立や学習習慣の定着支援、食事の提供などの多様な総合支援メニューによる子どもの居場所の拠点づくりについて総合的な支援制度を創設されたい</li> <li>・特に子ども食堂への効果的・安定的な食材供給体制の構築が重要であり、広域的・組織的に取り組む方が効果的であるため、国レベルでの食材提供の仕組みを構築されたい。</li> <li>・離婚後の子どもの養育・教育環境を整えるため、養育費の取り決め等について民法が改正されたが、養育費の支払いが履行されないケースが増加しているため、その確実な履行を担保する新たな仕組みを構築していただきたい。</li> </ul> |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を応援する経済的支援策の充実・強化。</li> <li>・ライフプランの形成促進、不妊治療等への支援の拡充、小児・周産期医療の充実等、妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充。</li> <li>・仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた気運を醸成し、働き方改革実行計画に沿った対策を着実に実行すること。</li> <li>・子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の安定財源の確保と新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討による更なる質の向上。</li> <li>・「子育て安心プラン」の実施に向けた安定財源の確保及び支援施策の充実</li> </ul>  |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や各地域の実情に応じて、柔軟かつ決め細かな施策を機動的に実施するための財源「保育サービス全般に活用できる交付金」の創設を図ること。</li> <li>・平成29年5月16日付け「子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言」にある <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者等への支援策の抜本強化</li> <li>2 子どもたちへの支援策の抜本強化</li> <li>3 都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援を講じること。</li> </ol> </li> </ul>  |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を応援する経済的支援策の充実・強化</li> </ul>  |
|               |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーホームや里親に乳幼児が委託されたときの措置費に、乳幼児加算の制度を創設するなど、子どもの貧困対策の強化に向け、社会的教育の充実やひとり親家庭等の自立促進に必要な支援の充実のための財源確保を図る必要がある。</li> <li>・子育て世帯の経済的負担を軽減するため、一定の所得以下の世帯における「第3子以降の学校給食費」について、国が中心となり新たな財政支援制度を創設すること。</li> </ul>  |

| 要請項目          | 類型               | 要請すべき施策等   |
|---------------|------------------|--|
| 少子化及び子どもの貧困対策 | その他              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当のうち、所得制限額の引上げ及び支給下限額の引下げや、多子加算額に係る支給額の逡減措置を撤廃すること。</li> <li>・ 高等職業訓練促進給付金における支給期間を、各学校等の修学期間までに延長すること。</li> <li>・ 子どもが、修学のため親元を離れた場合にかかる多額な生活費を支援するため、子どもを対象とした新たな給付金制度の創設を要請したい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国知事会「少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言」(H29. 5. 16) に掲げる施策の実現を要望する。</li> <li>・ 全国知事会「子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言」(H29. 5. 16) に掲げる施策の実現を要望する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子化対策に大きな影響を与える地方での産科・小児科医の不足については、地方へ人の流れをつくるためにも、国主導の取組を求める。</li> </ul>   |
| 財源対策          | 地方創生に関する予算の十分な確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度予算においては、法定率の引き上げなどにより地方交付税の総額確保と臨時財政対策債の抑制を図りつつ、十分な一般財源を確保されたい。</li> <li>・ 人口減少対策等の重要課題に積極的に取り組んでいくために、引き続き地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額及び一般財源総額について十分に確保するとともに、地方にとって自由度が高い財源の確保・充実を図っていただきたい。</li> <li>・ 一般財源総額は前年度を0.4兆円上回る額が確保されたものの、地方団体への交付ベースで地方交付税は前年度比0.4兆円の減、巨額の財源不足額解消のための臨時財政対策債が前年度比0.3兆円増と地方財政の見通しが大変厳しいものとなっている。地方創生の本格実現のためには、中期的な財政見通しのもとでの安定的な財政運営が可能であることはもとより、地方一般財源総額の思い切った増額を図ること。</li> <li>・ 引き続き、将来にわたって安定的な財源の確保を図ること。</li> <li>・ 社会保障関係費の増加や地方創生の取組に伴い、地方の財政需要は増大している。一方で、地方財政計画における一般財源総額は微増にとどまっていることから、その他の財政需要については抑制されており、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が確保されているとは言いがたい状況にある。</li> <li>・ 地方がそれぞれの実状に応じて主体的に地方創生を進めることができるよう、地方の財政需要の実態を的確かつ丁寧に把握し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額をしっかりと確保すべきである。</li> <li>・ 地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方交付税の法定率の引上げにより、総額を確保する必要がある。</li> <li>・ 地方の財政負担を軽減するため、地方負担を撤廃し、全額交付金により措置すること。</li> <li>・ 地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を、地方が継続的かつ主体的に進めていけるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」等地方一般財源総額の拡充と安定的な確保を図ること。</li> <li>・ まち・ひと・しごと創生事業費について、長期的な取組みに対応できるよう今後も継続し、拡充すること。</li> <li>・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)を拡充すること。</li> </ul> |

| 要請項目                  | 類型               | 要請すべき施策等  |
|-----------------------|------------------|---|
| 財源対策                  | 地方創生に関する予算の十分な確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・地方、産学官金労言などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、地域社会が抱える構造的な課題に対し一体的に取り組むことが必要。また、構造的な課題の解決には長期間にわたる取組みが必要であり、そのための恒久財源を確保し、地方創生の取組みを息長く支援すべき。</li> </ul>  |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、厳しい地財折衝が予想される中、平成 28 年度補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金の恒久制度化など地方創生推進交付金の規模拡大とともに、まち・ひと・しごと創生事業費を含めた地方一般財源総額を十分に確保することを引き続き要請すべきである。</li> </ul>   |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方が、その実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すべきである。</li> <li>・「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域では、地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すべきである。</li> </ul>  |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充や、「地方一般財源総額」の確保など、「地方財政措置」を充実強化すること。</li> </ul>  |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生は長期にわたる取組が必要であることから、少なくとも 10 年先を見通せるような継続的な財源確保について、引き続きお願いする。</li> </ul>   |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。また、地方創生推進交付金を継続するとともに、地方が必要とする総額を確保すること。</li> </ul>   |
| 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大 |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金に係る「先駆性」などの事業採択の要件等について、地域の主体的な事業構築が可能となるよう、より一層自由度を高めること。</li> <li>・また、翌年度の事業立案に役立てるため、事業が不採択となった理由を示すなど採否の基準を明確にすること。</li> </ul>   |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金の運用については一定の弾力化が図られたが、申請事業数、申請要件、対象分野、対象経費及び交付金額の上限設定等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度としていただきたい。</li> <li>・また、一部の自治体のみ活用が可能な限定的支援措置とならないよう、例えば、小規模自治体向けに自由度の高い枠を別途設ける等、より使い勝手の良い、かつ、地方の実情を考慮した内容に見直ししていただきたい。</li> </ul> |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生関係交付金について、年度当初から速やかに事業に着手できるよう早期の交付決定を行うなど、地方にとって使い勝手のよい仕組みとすることを要請する。</li> </ul>   |
|                       |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金については、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。</li> <li>・施設整備等に係る要件の大幅な緩和や自由度の更なる向上を図るとともに、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とすること。</li> </ul>   |

| 要請項目 | 類型                    | 要請すべき施策等  |
|------|-----------------------|---|
| 財源対策 | 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生推進交付金については、各地方自治体が必要とする事業が国において採択されず、有効かつ十分に活用できない状況にある。特に、不採択となった明確な理由が示されないことは、その後の申請の大きな支障となっている。</li> <li>各自治体が、その実情に応じて地方創生に資すると考える事業を確実に実施できるよう、制度・運用を適切に改善すること。また、各自治体が策定した地域再生計画に基づく事業が完了するまでの間、十分な予算を確保するとともに、同交付金に係る地方負担について、現行の地方財政措置を継続的に講じること。</li> </ul>                       |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>交付金の趣旨に沿った取組については、その効果を最大限に引き出すことができるよう、各種要件の緩和や事業繰越を認めるなど、自由度を向上させること。</li> <li>年度当初から事業に着手できるスケジュール設定とするなど、地方創生に取り組む自治体の負担軽減について配慮すること。</li> <li>採択基準を明確化するとともに、不採択となった事業については、その理由を明らかにするなど、事業計画のブラッシュアップにつながる仕組みとすること。</li> <li>各自治体が腰を据えて地方創生に取り組むことができるよう、同交付金の長期的な財源の確保に努めること。</li> </ul> |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情等に基づき県民の総意により策定された地方版総合戦略に掲げる自主的・主体的な取組を着実かつ継続的に推進していくためには、制約を可能な限り緩和し、地方の実態に即応できるよう自由度の高い制度としていく必要がある。また、複数年度にわたる取組を見通すことができるよう、必要な財源を担保すべきである。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方が自主性・主体性を最大限に発揮し地方創生を推進できるよう、十分な財政支援を継続的に講じること。</li> <li>手続きの簡素化、交付決定の早期化、対象事業や経費の拡充など運用を改善するとともに、自由度を一層高めること。</li> <li>人口減少等の構造的な課題の解決には長期間を要することから、現行の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間後も、引き続き地方創生の取組を実施できるよう継続的に支援すること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>継続事業の切れ目のない実施に向けた運用改善や対象外経費の要件緩和など、地方のニーズに沿って自由度を一層高めること。</li> </ul>   |
|      |                       | <p>(地方創生推進交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初からの事業着手ができるように、早期の交付決定を行うよう改善すべきである。</li> </ul> <p>また、地方自治体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度を高めるべきである。</p> <p>(地方創生拠点整備交付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度当初予算では計上されていないが、今後の施設整備も想定されるため、継続的に予算を確保すべきである。</li> </ul>                    |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生関係の交付金の申請にあたっては、「地域再生計画」、「地方版総合戦略」及び「交付金実施計画」の記載の重複を排除するなど、手続きの簡素化を図ること。</li> <li>より自由度が高く、事業の検討・実施に当たって十分な期間が確保されるものとなるよう、地方の実情を踏まえ、制度運用の見直しを図ること</li> </ul>  |

| 要請項目 | 類型                    | 要請すべき施策等  |
|------|-----------------------|---|
| 財源対策 | 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の財政負担軽減のため、交付金の補助率の引き上げや来年度以降の十分な予算規模の確保を図るとともに、地方負担分に対する必要な財政措置を講じること。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務負担軽減のため、地域再生計画及び実施計画書の作成などの手続きの簡素化を図ること。</li> <li>・より自主的・主体的な取組みを進めるため、引き続き、事業採択要件等の柔軟かつ弾力的な見直しを進めること。</li> <li>・十分な事業期間を確保するため、申請受付後の審査期間の短縮化に努めること。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生関連交付金について、より自由度を高めた上で継続的な財政支援を行うとともに、地方の再生に向けて地方の実情に応じた事業が実施できるよう、地方財政計画を拡充した上で一般財源総額を確保すること。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生推進交付金」については、新規申請事業数、交付上限額及びハード事業割合に関する要件について運用改善が図られているが、早期交付決定など、地方において、より使い勝手のよいものとするべき。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生交付金については、総合戦略に定めた地方創生に必要な事業を着実に実施できるよう、戦略期間中は制度を継続し、十分な予算額を確保すること。</li> <li>・地方がより主体的に事業を進められるよう、より柔軟な事業間の流用を可能とするなど自由度を高めるとともに、内閣府による事業内容の審査、ハード整備（事業費全体の50%）など用途の制約についても、弾力的な運用を図ること。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金などを活用する中で、地方創生に向けた取組みを推進しているが、着実な推進には、地方財政措置や自由度の高い交付金制度などを含めた、国の継続的かつ柔軟な支援が不可欠である。</li> <li>・また、交付金事業の実施に当たっては、依然として、地域再生計画の作成など申請手続きに係る事務負担が大きいことや、国の交付決定時期の問題により年度当初からの事業執行が新規事業において不可能になっていることなどが課題となっており、使いやすい制度とする必要がある。</li> <li>・なお、交付金制度の取り扱いを変更する場合には、地方公共団体の予算編成前の早い時期に、その運用方針を示すなど、十分な準備期間を設けることも必要である。</li> </ul> |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度以降も確実に予算措置するとともに、ハード事業割合の制限緩和、手続きの簡素化や交付決定の早期化など、地方自治体にとって使いやすい制度にすること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金については、全額国庫負担で必要な財源を長期的に確保するとともに、事業実施に支障をきたさないよう国における交付決定手続きを速やかにおこなうこと。また、採択にあたっての要件を緩和するなど自由度を高めるとともに、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取組みを進められるよう必要な財源の確保・充実を図ること。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生推進交付金」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとする。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初のできる限り早い時期に交付決定を行うこと、それができないとき、事業着手が遅れないよう柔軟に対応すること</li> </ul>  |

| 要請項目 | 類型                    | 要請すべき施策等   |
|------|-----------------------|--|
| 財源対策 | 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方版総合戦略に基づく事業が着実に実施できるよう、抜本的に見直すこと。</li> <li>・地方が施設整備を伴う地域創生の取組に活用できるよう、施設整備を対象とする同様の制度を創設し、既存施設への新規設備の導入や既存設備の更新等も交付対象とするなど使い勝手の良い仕組みとすること。</li> <li>・平成 30 年度当初予算で 1 兆円を超える額を確保すること。</li> <li>・交付率は依然として 1/2 となっているが、地方創生の実現に必要な事業に取り組めるよう、交付率を加速化交付金以前の水準に戻すか、実質的な地方負担が生じないよう財政措置を講じること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生推進交付金」について、事業の効率的かつ効果的な実施のため、年度当初からの事業着手に遅れが生じないよう、地域再生計画認定及び交付決定手続きを行うこと。</li> <li>・また、同交付金について、地方版総合戦略期間中における所要額を引き続き確保されたい。<br/>なお、「地方創生拠点整備交付金」については、未来への投資を実現する観点から、経済対策として創設された。このため、平成 29 年度以降の措置は想定されていないが、各地方公共団体において、地方版総合戦略に基づきハード整備を進めるため、地方版総合戦略期間中は活用できるよう引き続き措置のうえ、要件を弾力的なものにしていただきたい。</li> <li>・さらに、「まち・ひと・しごと創生事業費」についても、地方公共団体が総合戦略を策定し、地方創生の取組が本格化する中、地方が自主性・主体性を最大限に発揮し取り組めるよう、引き続き確保されたい。</li> </ul> |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金については、地方創生の実現をサポートする「自由度の高い交付金」という交付金の理念に立ち返り、地方の提案が確実に実現できるよう大胆な制度改正を行うこと。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きの簡素化、申請要件や制約の緩和など、一層柔軟に活用できる制度とするとともに、規模を拡大し、継続的な制度にすること。</li> <li>・また、地方負担部分については、自治体が着実に執行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生推進交付金」について、地方の自主性を重視した自由度の高いものとなるよう、さらなる弾力的な取扱を行うこと。</li> <li>・団体ごとの交付金額の上限設定などの制約を大胆に排除</li> <li>・年度当初から事業着手するため交付事務の迅速化</li> <li>・地方創生の実現に資する先駆的な学校施設整備への対象拡大</li> <li>・地方の意見を踏まえた手続の簡素化 など</li> <li>・「地方創生推進交付金」に係る地方の財政負担について、平成 30 年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業展開に空白期間を生じることなく、効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、年度当初から全ての事業が着手可能となるように交付決定すること。</li> <li>・新規申請事業数の大幅な拡充を図ること。</li> </ul>  |

| 要請項目 | 類型                    | 要請すべき施策等   |
|------|-----------------------|--|
| 財源対策 | 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じるべきである。</li> <li>・地方創生推進交付金の運用に当たっては、手続きを簡素化するとともに、年度当初から事業に着手できるよう交付事務の迅速化を図るなど、各自治体が柔軟に活用できる、より使い勝手の良い制度とする必要がある。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生推進交付金」を有効活用し、これまで以上にスピード感を持って、地方の創意工夫を実現させるため、備品や設備費の「対象経費の拡大」や「規模の拡充」など、さらなる「制度の充実」を図ること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方がハード整備を中心とした事業に柔軟に活用できるよう交付金制度を整備するなど、将来にわたって安定的な財源を確保する必要がある。</li> <li>・地方創生の取組みに空白期間を生じさせないために、4月1日からの事業実施が可能となるよう国における作業体制を構築する必要がある。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にわたる事業について、後年度以降の事業実施に必要な交付金額の措置を確実に講ずること。</li> </ul>  |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請事業（及び変更を伴う継続事業）についても、年度当初から事業に着手できるよう、地域再生計画の認定や交付決定等必要な手続きについて前年度中に完了すること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金については、平成29年度当初予算で1,000億円が措置されたことを踏まえ地域の活力再生や移住定住推進など、引き続き地方の需要に応じた十分な額を確保すること。</li> <li>・また、事前着手を可能とするなど、地方の自由度が高い制度とすること。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年熊本地震からの創造的復興のためにも、本県の地方創生の取組みを着実に推進できるよう、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金による強力な財政支援をお願いしたい。</li> <li>・地方創生推進交付金について、平成30年度当初予算においても着実に措置するとともに、今後一層の規模拡大を図っていただきたい。また、地方の意見を踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続きの簡素化、合理化等の取組みを進めていただきたい。併せて、年度当初から全ての事業が着手可能となるよう交付決定をお願いしたい。</li> <li>・地方版総合戦略に掲げる事業を速やかに実施するために必要な地方創生関連補助金の予算総額の安定的な確保を図っていただきたい。</li> </ul> |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上限額の引き上げやハード対象経費の制限緩和など、地方自治体の創意工夫を後押しするよう更に自由度を高めるとともに、早期の交付決定を強く要請する。</li> </ul>   |
|      |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業の要件について、内閣府が考えるイメージに合わない事業は、申請及び採択が難しい状況にある。地方公共団体の自主的・主体的な取組を推進する観点から、地方の実情に応じて実施する事業で地方創生の趣旨に沿ったものについては、幅広く認めていただきたい。</li> </ul>   |

| 要請項目     | 類型                    | 要請すべき施策等   |
|----------|-----------------------|--|
| 財源対策     | 地方創生推進交付金の自由度向上と規模の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金は複数年度にわたる取組が対象とされていることから、特に継続事業については、簡易な手続きで毎年度の交付決定が受けられるよう、事務手続きの簡素化・合理化を図っていただきたい。</li> <li>・年度当初から事業に着手できるよう交付決定していただくか、重大な支障が生じる場合には交付決定前の事前着手を認めていただきたい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生推進交付金については、以下のような弾力的運用を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初から事業が実施できるよう、交付決定を早期に行うこと。</li> <li>・事業要綱等、制度の詳細を当初予算編成作業に間に合う時期に示すこと。</li> </ul> </li> <li>・記載内容が重複する地域再生計画と実施計画の内容の簡素化や、継続事業の変更については総事業費の2割以内の変更であれば変更申請不要とするなど、事務の簡素化を図ること。</li> </ul>  |
| 地方への人の流れ | 地方拠点強化税制の拡充           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス減税適用要件：建物、建物附属設備、構築物の取得価額 2,000 万円以上<br/>→機械装置等の対象化</li> <li>・雇用促進税制要件：雇用者増加率 10%以上の場合は 1 人あたり 50 万円<br/>→雇用者増加率の基準緩和</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転（拡充）メリットの拡大（補助金化など）</li> <li>・要件の緩和（特定業務施設の整備認定基準、雇用促進税制の適用にあたって集中地域も含めた法人全体での従業員数の増加が必要となること、など）</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方拠点強化税制については、当該制度を実効性のあるものとするため、現行の支援対象期間を延長すること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業等の首都圏一極集中を抜本的に解消し、地方から首都圏への人材の流れに歯止めをかけるため、例えば、地方拠点強化税制については、より人口及び経済規模の小さい都道府県へ本社機能を移転するほど飛躍的な減税規模となるよう制度を見直すなど、企業の地方移転へのインセンティブが効果的に働くような施策を政府の強力なリーダーシップの下、実施していただきたい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方拠点強化税制」については、地方拠点強化税制の制度延長を行うとともに、企業が地方へ移転する流れを加速させるため、更なる税制優遇の拡充を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護保険に係る特別な財政調整制度の創設」については、新たな財政調整制度の創設に当たり、地方の介護保険運営に与える影響を考慮したものとすること。</li> </ul> </li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方での雇用の受け皿となる企業本社の地方への移転や地方での本社機能の拡充という流れを生み出した点について評価に値するものである。しかしながら、当該制度は時限的なものであり、その内容も本社機能の地方移転を検討する企業が十分なメリットを享受できるものとなっていないことから、企業ニーズに則した制度の見直しが必要である。</li> <li>・企業の本社機能の地方移転は、相応の時間を伴う意思決定事項であることから、地方拠点強化税制の制度延長及び制度の充実・強化を行うべきである。</li> </ul> |

| 要請項目  | 類型          | 要請すべき施策等  |
|---|-------------|---|
| 地方への人の流れ  | 地方拠点強化税制の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度が年度期限である地方拠点強化税制の継続・拡充</li> </ul>  |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制は適用期限の到来をもって制度を廃止すべきである。また、企業版ふるさと納税については、モラルハザードなどが発生しうるため、その動向には十分な注意が必要である</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>国への事業申請・認定の時期を、地方自治体の予算編成時期等に応じた運用方法に変更すること。</li> <li>着手済み事業についても、活用対象事業とすること。</li> <li>本社が所在する地方自治体への寄付も優遇措置の対象とすること。</li> <li>国の補助金・交付金と本税制の併用を認めること。</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制の更なる拡充とともに、企業の地方移転に対してインセンティブとなる新たな国制度の創設や現行制度の見直しに取り組んでいただきたい。</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の本社が東京 23 区に過度に集中していることが、地方創生を推進する上での課題であり、地方拠点強化税制の目的が東京 23 区から他の地域へと企業を分散させることであることを踏まえた上で、制度の拡充を求めていくべき。</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京一極集中を是正し、地方において若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を確保していくためにも、「地方拠点強化税制」について、制度の継続は当然行うべき</li> <li>加えて、これまでの実績や効果等を踏まえ、より実効性のある制度となるよう、制度の更なる拡充を検討すべき。</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>次のような人と企業の地方移転の流れを一層促進するための税財政制度の構築を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>本社機能の移転及び拡充に対する税制優遇措置の維持など、地方拠点強化税制の充実</li> <li>地域別の法人税率の設定やU J I ターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入など、人と企業の地方移転を促進する税制の創設</li> <li>企業立地に伴う特別な財政需要を賄うため、企業立地促進法に基づき、企業立地による固定資産税増収分の 5 %が特別交付税措置される措置の継続</li> </ul> </li> </ul> |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>奈良県においては、地元で暮らし、地元で働くことができ、経済が地域で好循環する社会を目指して、企業誘致や起業の促進を図っているところであり、企業の本社機能の地方移転を目指す本税制は、当県の施策と合致することから、より一層の制度活用を促進するためにも、支援対象区域の緩和や対象施設の追加、常時雇用従業員数増加要件の緩和等、制度拡充を図ったうえで継続すべきである。</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>認定要件を緩和する等、企業が活用しやすい制度とする必要があると考える。</li> </ul>   |
|   |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホワイトカラーと言われる事務系の雇用の受け皿となる情報処理サービス部門等の事務系職種について、地方への企業の移転を促進するため、地方拠点強化税制の拡充や都市型サービス産業が集積する拠点整備への税制支援が必要である。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制のさらなる拡充(特に移転型)及び制度の期間延長を要請する。</li> </ul> |             |   |

| 要請項目     | 類型           | 要請すべき施策等  |
|----------|--------------|---|
| 地方への人の流れ | 地方拠点強化税制の拡充  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方拠点強化税制については、平成 29 年度税制改正において、オフィス減税における平成 29 年度に引き下げられる税額控除率の現行水準への引き上げなどが実施されたが、現行制度では平成 30 年 3 月 31 日までに認定を受ける必要があるため、制度の継続についても検討すべき。あわせて、制度の更なる拡充を含め地方への人の流れをつくり出す取組について、幅広く検討する必要がある。</li> <li>東京一極集中の是正に向け、企業の本社機能の地方移転など国主導の実効性のある取組を強力に推進すること。</li> </ul>  |
|          | 企業版ふるさと納税の改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業版ふるさと納税制度について、基金への積立てに充てることや従来から実施している地方創生の取組を対象とするなど要件を緩和するとともに、手続きの簡素化を図ること。</li> <li>企業版ふるさと納税制度については、本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象とするなど、制度の拡充・改善を図ること。</li> <li>運用上の制約が多く、企業が活用しやすい制度とは言えず、制度の改善、手続きの簡素化が行われていないため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①寄附の申出の有無に関わらず、「地域再生計画」の申請を認める</li> <li>②事業完了前の寄附の受領を認める</li> </ul> 等、企業の意思を地方が活かしやすい柔軟な制度とすべきである。</li> <li>国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担や、従来事業や着手済事業に対しても企業版ふるさと納税が活用できるようにするなど、制度の運用を見直すこと。</li> <li>制度の運用に当たっては、着手済みの事業であっても地方創生の趣旨に合致していれば地域再生計画の申請を可能にするなど、地方が使いやすい制度にすること</li> <li>計画認定申請時に最低 1 件の寄附の見通しが立っていることが求められているが、計画が認定されていない段階での水面下での法人との調整が進めにくいため、効果が特に高い事業と認められる場合には柔軟な対応をお願いしたい。</li> <li>企業版ふるさと納税制度は、企業、自治体双方にとって活用しやすい制度とするため、支障となる要件については改善し、実効性のある制度運用とする必要がある。</li> <li>企業版ふるさと納税については、寄附の受入時期が事業完了後との制約があり、企業の決算時期と合わない場合には受入が困難であるため、寄附の総額が事業費を超えないよう管理することを前提に、随時受入が可能となるよう運用を弾力化していただきたい。</li> <li>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、企業が寄附を行う動機づけとなるように、ネーミングライツは可能とするなど、寄附を行った企業に対する地方公共団体の行為の制限を緩和する必要がある。</li> <li>基金事業であっても、地方創生の実現に資する事業であれば、企業版ふるさと納税の対象事業とするなど、活用にあたっての要件を緩和する必要がある。</li> </ul> |

| 要請項目  | 類型           | 要請すべき施策等   |
|---|--------------|--|
| 地方への人の流れ  | 企業版ふるさと納税の改善 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業版ふるさと納税については、地方の自主性・主体性を尊重し、要件緩和や手続きの簡素化を行い、実効性のある弾力的な制度運用を要請する必要がある。</li> </ul>   |
|   | その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、新たな立法措置も含めて以下の対策を講ずるべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の地域手当のような、東京への人口集中を招く制度の是正</li> <li>・工場等制限法の復活など、都心回帰を防ぐ一定の強制力を持った施策の検討</li> </ul> </li> <li>・大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成や、就労、新たな雇用の創出などへの支援</li> </ul>  |
|   |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の特別な財政調整制度の創設が必要</li> </ul>  |
|   |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の地方移転が改善されていない現状を踏まえ、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的なKPIを設定した上で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の雇用増に着目した本社機能の移転・拡充に対する新たな支援制度</li> <li>・移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設</li> <li>・移転する企業に対する国独自の財政支援制度の創設</li> </ul> </li> <li>など、企業がメリットを感じる施策を講ずる必要がある。</li> </ul>  |
|   |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国において、首都圏の企業に在籍しながら「より気軽に」「短期で」地方企業への出向や、インターンシップを行う枠組みを、首都圏企業の協力を得て整えることで、首都圏の方々に、まずは地方での生活や、仕事を体験していただくとともに、将来的な移住・転職等に向けた一歩を後押しいただきたい。</li> </ul> <p><b>【制度概要案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数か月の短期出向又は数週間のインターンシップ</li> <li>・受入れは地方企業のほか、以下のような地方創生に関する様々な現場を想定 <ul style="list-style-type: none"> <li>小さなビジネスを軌道に乗せたい集落活動センター</li> <li>農林漁業の生産現場</li> <li>広域観光協議会</li> <li>地域活性化に取り組む第三セクター</li> </ul> </li> <li>・県内人材を育成する研修の講師</li> <li>・インターンシップは、送り手企業の「勤務扱い」（＝受け手側では不支給）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・国においては、各自治体が行う個々の取組みへの財政的支援に加え、企業の地方移転や移住の促進に向け、実効性ある施策を打ち出されたい。</li> </ul> |              |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の自治体が負担する介護給付費や高齢者が負担する介護保険料などが過度な負担とならないよう、新たな財政調整制度を検討されたい。</li> </ul>  |              |  |

| 要請項目      | 類型           | 要請すべき施策等  |
|-----------|--------------|---|
| 地方への人の流れ  | その他          | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京オリンピック・パラリンピックの開催など東京一極集中が加速しかねない社会状況を踏まえ、移住定住や地方への企業の移転促進等について、より実効性のある取組の実施を求める。</li> </ul>  |
| 政府関係機関の移転 | 政府関係機関の移転の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後は、平成 28 年 3 月に示された「政府関係機関移転基本方針」及び「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」の着実な実行とともに、地域にとって真にメリットのある取組を検討するよう要望する。</li> <li>• 今後も地方移転の円滑な実施に向けて、国自ら責任をもって取組んでいただきたい。また移転に要する経費については、国において応分の負担をすることを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図っていただきたい。</li> <li>• 東京一極集中の抜本的な是正の観点から、一過性の取組とすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むこと。</li> <li>• 国においては、政府関係機関移転基本方針に掲げた政府機関の地方移転について、国自ら責任をもって取り組み、早急かつ円滑にその実現を図るとともに、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として取組を着実に推進すること。特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携に留まっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。</li> <li>• なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。</li> <li>• 中央省庁の地方移転については、早期に完全実現を図るとともに、研究機関・研修機関等の移転については、地域イノベーションの創出や研究成果の地域産業への波及、地域ならではの研修等を地域で行うことによる地方創生の着実な進展に向けて、年次プランに基づく取組に対する「地方創生推進交付金」等による支援を継続する必要がある。</li> <li>• 「政府関係機関移転基本方針」については、国が主体となって早急かつ円滑にその完全実現を図ること。その際、施設等の整備に要する経費は国において負担すること。また、整備に伴う諸課題の解消については、国自らが取り組むこと。</li> <li>• 東京オリンピック・パラリンピックの開催など東京一極集中が加速しかねない社会状況を踏まえ、移住定住や地方への企業の移転促進等について、より実効性のある取組の実施を求める。</li> <li>• 政府機関の地方移転については、地方からの提案を競わせるだけでなく、各政府機関の効果的な機能発揮や国土全体のバランスを踏まえ、国が主体となって国家戦略として検討を行うべきである。</li> <li>• 国家戦略としての政府関係機関の移転の推進については、移転によって東京の活力が削がれることや区市町村など地域への影響が出ることをない形で取り組むべきである。</li> <li>• 東京一極集中を是正し、真の意味での地方創生を実現するためには、中央省庁をはじめとする政府関係機関の地方移転について、国が自ら責任を持って、積極的に進めることが不可欠である。</li> </ul> |

| 要請項目   | 類型           | 要請すべき施策等   |
|--|--------------|--|
| 政府関係機関の移転  | 政府関係機関の移転の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関の地方移転については、東京圏から地方へのひとの流れを大きなうねりとするため、今回限りの一過性のものとせず、地方移転を促進するための数値目標を設定してその実現に向けての取組みを行うなど、今後も国家戦略として継続して検討し、その効果が十分得られるよう国が主体的に取り組むべき。</li> </ul>   |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関の地方移転については、地方創生の成功事例を積み重ねていくためにも、国の率先垂範の取組みが必要であり、東京国立近代美術館工芸館については、平成 28 年 8 月に公表された「工芸館移転の基本的な考え方」に基づき、移転を推進すること。</li> </ul>  |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関の地方移転については、引き続き国家戦略として取り組むこと</li> <li>「政府関係機関移転基本方針」に記載された各政府関係機関の地方移転に当たっては、地方に財政的な負担が生じないよう、国として責任をもって移転に取り組むこと</li> </ul>  |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の発展のため、今後も国が主体となって議論を継続していくべき。例えば移転に要する費用について、地方へ負担を求めるのではなく、国において十分な財源を確保するなど、主体的に取り組むべき。</li> </ul>  |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関移転については、既に決定した地方移転を着実に推進するとともに、全省庁において、実証実験を速やかに実施すること。また、政府関係機関移転に続き、内閣統括下にはない全ての国家機関にも対象を拡大し、地方への移転分散に取り組むこと</li> </ul>   |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関の地方移転の取組を一過性のものとすることなく、東京一極集中の是正や地方への人の流れを国が自ら創り出していく覚悟をもって、国家戦略として大胆かつ継続的に進めること。</li> <li>中央省庁のサテライトオフィス実証試験については、その効果等を踏まえ、今後の移転に向けた具体の取組に発展させていくこと。また、これらの取組については、独立行政法人も含めて行うこと。</li> </ul> |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関などの分散を進める政策をさらに強力に、かつ、粘り強く推進すること。</li> </ul>  |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も国家戦略として、政府関係機関の移転募集を継続するとともに、移転に要する経費について、移転先自治体の負担軽減を図ること。</li> </ul>   |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府関係機関の移転については、国家戦略として我が国の政治・経済システムなど国家構造の根本を変革するものであり、強力な政治的リーダーシップなくして実現は困難である。今後、新たに移転機関の検討は行わないということであるが、政府関係機関を新設する場合は、地方立地を原則としていただきたい。</li> </ul>  |
|  |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな政府関係機関の地方移転を実現するため、新たな移転候補となる政府関係機関を選定するとともに、「地方への新しい人の流れを創る」という基本理念の実現に向け、機関全体の地方移転を推進する必要がある。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>年次プランの進捗に当たって、関係機関に任せきりにするのではなく、国の関与を明確にし、国の責任において移転実現に向けた取組みを進めること。</li> </ul> |              |  |

| 要請項目      | 類型           | 要請すべき施策等   |
|-----------|--------------|--|
| 政府関係機関の移転 | 政府関係機関の移転の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」の活動の充実を図るために必要となる人員・予算の確保とともに、新オフィスの活動成果を広く全国民に発信すること。</li> <li>・中央省庁の地方移転の必要性や意義を国民に周知するとともに、「地方空港間の交通ネットワークなどの高速交通網の整備」をはじめ、国として取組みが必要な環境整備を着実に進めるなど、「消費者庁等の全面移転」に向けた取組みを推進すること。</li> <li>・「政府関係機関の地方移転」や、「各省庁のサテライトオフィス設置」の加速に向けた「国の実証実験」を速やかに実施すること。</li> <li>・平成29年度国補正予算での対応を含め、「政府関係機関の地方移転」加速の基盤となる「各省庁共通のテレビ会議システム」を速やかに整備すること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境調査研修所」について、今回の一部機能移転で終わるのではなく、更なる地域の発展と研修効果の充実のため、地方で実施する研修を充実・拡大するなど、今後も着実に機能移転に取り組んでいただきたい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「政府関係機関移転基本方針」に則り、早急かつ円滑にその実現に取り組むこと。特に、移転する費用について、国が責任を持って対応すること。</li> </ul>  |
| 働き方改革     | テレワークの推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークにおける、労働時間の取扱いを適切に行うためのガイドラインの改訂や企業のIT導入への支援制度を創設など、企業におけるテレワーク、在宅就労が推進されるよう、地方の中小企業者等への支援を充実させること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークを導入するためには、就業規則の改正等の規定の整備や、ネットワーク・通信機器の導入等、ソフト・ハード両面での対応が必要であり、普及に当たっては補助制度などの支援が必要である。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークガイドラインの刷新にあたっては、事業場外みなし制の運用などにより、企業がテレワークを導入しやすい環境を整えていただくとともに、セキュリティ対策も十分考慮した制度設計とするなど、地方での多様で柔軟な働き方への支援を充実していただきたい。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より一層の在宅勤務(テレワーク)等の普及啓発活動を行うこと。</li> <li>・都道府県、市町村等を対象とした「テレワークの普及促進補助金」が創設されたものの、民間企業等への導入を進めるためには、国をはじめとする公共機関及び金融機関においてまず、制度化を先導的に推進すること。</li> <li>・「職場意識改善助成金(テレワークコース)」及び「テレワークの普及促進補助金」を拡充及び制度周知の徹底をすること。</li> <li>・一億総活躍の環境を整備するためには、多様な働き方を可能とする働き方改革とあいまって、インターバル制度の早期確立や、より一層実効性のある長時間労働の是正を推進すること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「働き方改革実行計画」に沿ってテレワークのガイドラインの策定等が予定されているが、企業数が多く、労務管理体制が十分でない小規模零細企業の実情も踏まえた内容にされるとともに、導入実施の促進に向けて支援を強化すべきである。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワークを普及啓発するセミナーの全国開催に係る国費拡充や、職場改善助成金の目標達成要件の緩和・補助対象の拡大等の制度改善が必要である。</li> </ul> |

| 要請項目  | 類型       | 要請すべき施策等   |   |
|-------|----------|--|---|
| 働き方改革 | テレワークの推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業における「テレワーク」を推進するため、企業、特に中小企業の取組に対して支援することが重要である。今後とりまとめるテレワークのガイドラインを実効性のあるものとするとともに、テレワークを行おうとする中小企業に対する助成等の支援を強化していただきたい。</li> </ul>  |   |
|       | その他      | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方における若者の雇用機会の確保や東京圏の若者のU I ターン就職促進に向け、奨学金の給付型への転換、地方創生インターンシップの推進等、更なる取組の強化が必要である。</li> </ul>  |   |
|       |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の取組を促すためのインセンティブの付与や財政等の支援の充実</li> <li>多様で柔軟な働き方の一つとしての副業・兼業推進に行政組織も率先して取り組むよう、公務も含めた、ガイドラインの策定</li> </ul>  |   |
|       |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>多様で柔軟な働き方を実現する上で、働き方改革を確かなものにしていくことが求められているが、改革を進めるためには企業の生産性向上が不可欠であることから、生産性向上に向けた労働環境整備のための対策の充実を図っていただきたい。</li> </ul>   |   |
|       |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産年齢人口の減少に対応するためには、働き方改革を進め、女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境を実現させることが重要。</li> <li>地域の課題に応じた、複数年を見据えた計画的な働き方改革推進の事業実施を可能にする交付金の新設など、財政支援の拡充を図ること。</li> <li>I T活用の促進をはじめとした、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。</li> <li>商慣行や下請けの取引条件の適正化など、中小企業が長時間労働是正の取組を進めるための環境整備を一層強化するとともに、実態を踏まえた対応を検討すること。</li> <li>働き方改革について、国民理解の促進と国内の一層の機運醸成を図ること。</li> </ul> |   |
|       |          |  | <p><b>【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」の活動の充実を図るために必要となる人員・予算の確保とともに、新オフィスの活動成果を広く全国民に発信すること。</li> <li>中央省庁の地方移転の必要性や意義を国民に周知するとともに、「地方空港間の交通ネットワークなどの高速交通網の整備」をはじめ、国として取組みが必要な環境整備を着実に進めるなど、「消費者庁等の全面移転」に向けた取組みを推進 すること。</li> <li>「政府関係機関の地方移転」や、「各省庁のサテライトオフィス設置」の加速に向けた「国の実証実験」を速やかに実施すること。</li> <li>平成29年度国補正予算での対応を含め、「政府関係機関の地方移転」加速の基盤となる「各省庁共通のテレビ会議システム」を速やかに整備すること。</li> </ul> |
|       |          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が、国の施策と一体となった上で、地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。</li> </ul>  |
|       |          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、労務管理などに関するガイドラインを刷新し、企業等に対する導入支援や政府による呼びかけ・率先垂範などによる周知啓発を推進することとしており、実効性のある政策手段を講じ、普及を加速することが期待される。</li> </ul>   |

| 要請項目   | 類型          | 要請すべき施策等  |
|--------|-------------|---|
| 地方創生回廊 | 地方創生回廊の早期完備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備新幹線の整備等と併せて、並行在来線の維持・存続のため、貨物線路使用料制度の堅持や、鉄道施設・車両・システム等の整備に対する支援の拡充を行うこと。</li> <li>・地方においては、高齢者などの地域住民の暮らしや経済活動を支える公共交通ネットワークが不可欠であることから、地域鉄道や路線バス等の地域公共交通の維持・確保のために必要な予算の確保や、地域の実情に応じた交通体系の構築（適切な交通モードの導入、交通空白地への対応等）に対する支援の拡充を行うこと。</li> <li>・昨年の台風第10号災害では、一般国道等が各地で通行止めになり、救援活動等に大きな支障が生じた一方で、高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能した。各地で災害が多発する中で、人命を確実に守るための災害に強い道路ネットワークを構築すること。</li> </ul>  |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」の整備にあたっては、人流・物流の円滑化による生産性向上の実現やストック効果の最大限発揮、それを県内全域に波及させるためにも、東西日本とつながる首都圏の広域的な幹線道路ネットワークを形成する圏央道や外環道などの整備を促進し、国土のミッシングリンク解消を図ること。</li> <li>・また、地方の道路整備に必要な予算を安定的に確保していくため、国庫補助制度の拡充とともに、道路財特法に基づく補助率等のかさ上げ措置の期限を延長し、平成30年度以降も継続すること。</li> </ul>  |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総理の所信表明演説(H28.9.26)では、整備新幹線の建設を加速し、全国を一つの経済圏に統合する「地方創生回廊」を整えるとしている。</li> <li>・国土のミッシングリンクを解消し、「地方創生回廊」の完備に向けては、バランスの取れた国土の発展を図ることが求められるため、社会インフラの整備が遅れている地方に予算を重点的に配分する必要がある。</li> <li>・北陸新幹線が大阪まで開業すれば、首都圏と富山を含む北陸、関西圏を結ぶ「新ゴールデンルート」が形成され、現在のゴールデンルートと合わせて、日本の人口の約半数を占める世界的な経済・文化圏である「大ゴールデン回廊」が創出されることとなる。このことは、北陸・関西だけでなく、日本全体の飛躍・発展につながるものである。このため、未着工区間である敦賀・大阪間について、駅・ルートの詳細調査や環境アセスメントを速やかに進め、整備に必要な財源を確保の上、北海道新幹線・札幌開業（平成42年度末）頃までの大阪までの全線開業を求めていく必要がある。</li> <li>・国土強靱化や地方創生の推進に必要な社会資本整備を着実に進めるべく、地方が必要と考える防災・減災対策を行えるよう、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、「地方創生回廊」の実現に向けては、バランスの取れた国土の発展を図ることが求められるため、社会インフラの整備が遅れている地方に予算を重点的に配分する必要がある。</li> <li>・特に、リダンダンシーの確保は、「地方創生回廊」の実現に向けても不可欠なものであり、より一層の取組みの推進が必要。</li> </ul> |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京圏への人口の一極集中を是正し、産業基盤や人材を地方に適正に配置して、日本全体としてバランスの取れた発展を実現していくため、また、東日本大震災を契機として太平洋側と日本海側との交通網の複線化、いわゆるリダンダンシー機能を確保し、国全体としての災害時のリスク分散を進めるため、奥羽新幹線及び羽越新幹線等基本計画路線のフル規格による早期着工に向けた取組を行うことを要請する。</li> </ul>   |

| 要請項目   | 類型          | 要請すべき施策等   |
|--------|-------------|--|
| 地方創生回廊 | 地方創生回廊の早期完備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図るとともに、高規格幹線道路の空白地帯における地域高規格道路等の整備促進を図ること。</li> </ul>   |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方創生回廊」の推進に向けたさらなる予算確保</li> <li>・引き続き、地方が行う道路整備が着実に実施できるよう、道路財特法による特例措置の延長</li> <li>・リニア駅の関連施設整備等、リニアに関する基盤整備に対する財政支援措置（リニア関連予算枠の確保）</li> </ul>   |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リニア名古屋・大阪間整備について、円滑な着工と工事等による一日も早い全線開業を実現させるため、現在の東京・名古屋間の工事等の検証を行い、事業者や地方自治体が求める各種行政手続きの簡素化など、検証の結果から明らかになった課題への対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁等連携のもと進めること。</li> <li>2. リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。</li> </ol> |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リニア中央新幹線の全線開業最大8年前倒しが決まり、北陸新幹線の敦賀・新大阪間のルートが決まったところであり、当面はこれらの早期着工、全線整備の実現に向けた取組みが最重要課題であると認識している。今後は、8年間の前倒しを確実なものとするとともに、1日も早い全線開業の実現に向け、名古屋～大阪間の早期着工及び開業をさらに後押しするよう、国において引き続き支援を実施していただきたい。</li> <li>・北陸新幹線は、大阪・関西、西日本と北陸の交流を一体化し、観光インバウンドなどの経済効果を全国へ波及させるとともに、国土軸の断絶リスクを低減することから、フル規格による新大阪までの早期開業が必要不可欠である。敦賀～新大阪間の早期着工に向けて、環境アセスメントなど必要な手続きを早急に進めるとともに、必要な財源を確保していただきたい。</li> </ul>                                       |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的、一元的な高速道路ネットワークの充実。特にミッシングリンクとなっている京奈和自動車道の早期全線完成</li> </ul>  |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、基本計画路線となっている19路線について、整備計画路線に格上げすると共に、JRを含む在来線の高速化も重要であることから、国の助成制度の創設が必要。</li> </ul>  |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山陰地域の高速交通軸を形成する山陰道の早期全線整備や、地域高規格道路をはじめとした幹線道路の計画的な事業展開のために、道路予算の総枠を確保することが必要である。</li> <li>・道路財特法の規定による嵩上げ措置を来年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図られるよう制度の拡充や見直しを図ることが必要である。</li> </ul>   |
|        |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の沿線地域では、官民が一体となって、新幹線の開業効果を最大限発揮できるよう、新幹線を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいるところであり、平成28年3月の合意事項の確実な実現を図ること。</li> <li>・東九州新幹線は、整備計画路線への格上げ及び所要の整備財源を確保すること。</li> </ul>   |

| 要請項目                    | 類型                      | 要請すべき施策等   |
|-------------------------|-------------------------|--|
| 地方創生回廊                  | 地方創生回廊の早期完備             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インバウンドの更なる拡大や、全国各地への波及に向けて、移動の活性化を図るために、「地方創生回廊」として、陸・海・空の交通インフラの拡充を図ること。</li> <li>・地域における高齢者など交通弱者対策や着地型観光の二次交通対策として、地域の交通手段の確保を図るための支援制度を充実すること。</li> <li>・未来を見据えた新たな国土軸の形成と、大規模災害におけるリダンダンシーの確保として、四国や山陰、東九州における高速鉄道網について、構想を具体化すること。</li> </ul> <p>・平成 29 年度の政府予算で計上されている「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査費」については、四国の新幹線など基本計画路線の実現につながるよう調査していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線は、高速道路と並ぶ基礎的な社会経済基盤として、将来に渡っての地域経済活性化や観光振興を図るための有効な手段であり、「地方創生回廊」の実現のためには、四国をはじめ、全国各地に高速交通ネットワークとして、新幹線が整備されることが不可欠。</li> <li>・昨年度末には、北陸新幹線（敦賀―大阪）のルートも決定し、現在の整備計画路線に一定の目処が経った今、全国各地への新幹線ネットワークの早期実現に向け、基本計画路線について早期に具体的な検討を進めていくべきである。</li> </ul> <p>・安心、安全の観点からも「地方創生回廊」の早期の実現を図ること。</p> <p>・地方空港等の機能強化、訪日クルーズ旅客の受入拡充、交通系 I C カードのさらなる利用拡大と利便性の向上、公共交通の利用促進・二次交通の維持確保に資するローカル線イベント列車の通年運行やバスロケーションシステムの整備等に対する支援も強化していただきたい。<br/>(全国知事会「スポーツ・文化・観光プロジェクトチーム」における提言より。)</p> |
| 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生の基盤となる人や企業の地域への分散に不可欠な、公共インフラの地域間格差の早期是正を図ること。また、大規模災害から住民の生命・財産を守る防災・減災対策に加え、災害時における輸送ルート等の連携・代替性の確保のための交通ネットワークの整備が重要であり、首都直下地震など有事のリスクへの対応という面からも、国土強靱化を加速するための新たな予算枠を創設するなど、強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。</li> </ul> <p>・本県の高規格幹線道路ネットワークは、多くのミッシングリンクがあり、大規模災害への対応や高次医療機関へのアクセス強化などが課題となっているため、道路整備予算を確保し、道路整備の促進を図っていただきたい。</p> <p>・また、本県の治水安全度は、依然として低いことから、地域住民の命と暮らしを守り、安全で安心な生活の確保のため、直轄河川改修事業の促進を図っていただきたい。</p> <p>・人口減少社会や今後起こりうる巨大災害の発生などの課題に対し、社会資本の整備による生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していくため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保すること。</p>   |

| 要請項目                    | 類型                      | 要請すべき施策等  |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | <p>社会資本の整備に係る財政措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄事業における財源の確保</li> <li>・通常事業（一般会計）における財源の確保</li> <li>・長寿命化対策事業等に対する地方財政措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共施設等適正管理推進事業債(仮)」に河川管理施設等を対象とした財政支援</li> <li>・「街なかのにぎわいと安全」を支える街路整備事業の財源の確保</li> </ul> </li> <li>・防災・減災関連事業の促進</li> <li>・道路ネットワーク構築に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路整備のための予算確保と国直轄代行の整備促進</li> <li>・高規格幹線道路等のネットワークを強化する道路網の整備</li> <li>・道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続</li> </ul> </li> <li>・積雪寒冷地域の除雪費増加に伴う財政支援</li> <li>・大規模民間建築物等及び民間住宅の耐震改修に対する財政支援</li> <li>・物流拠点としての港湾の整備促進</li> <li>・空港の防災拠点等への位置づけ及び管理への財政支援</li> </ul> |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の平成29年度当初予算に係わる国土交通省関連の本県への補助・交付金の配分については、インターアクセス関連の道路ネットワークの整備について、重点的な配分がなされたが、防災・減災対策などの強靱な国土づくりに係わる、基幹的公共インフラの整備を推進する上で、必要な予算が確保できなかった。</li> <li>・地域間格差の是正に向けた地域高規格道路の計画的な整備と併せ、東京に集中する人や企業の地方分散に不可欠な、高速交通網を補完する道路ネットワークの整備に必要な公共事業予算の確保並びに地方への重点配分をすべきである。</li> <li>・また、長期安定的に道路整備が進められるよう、「道路財特法」の補助率等の嵩上げ措置を平成30年以降も継続するとともに、地方創生を支える道路・河川・砂防などの老朽化対策による強靱な国土づくりに向けて、社会資本の長寿命化対策を計画的に推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化、起債充当率及び交付税措置率の引上げ、並びに河川・砂防施設への対象の拡大を図るべきである。</li> </ul>   |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生を推進するためには、高速道路のミッシングリンクや産業基盤の偏在などの地域間格差を是正する必要がある、高速道路整備や港湾機能の強化等による日本海国土軸の形成など、格差の早期解消を図る公共インフラの整備促進を図ること。</li> <li>・近年頻発する自然災害から国民の生命・財産を守るため、防災・減災対策やインフラ老朽化対策を推進し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを迅速に進めること。</li> </ul>   |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間格差を是正するため、対流促進型国土の形成に資する道路ネットワークの構築を促進すること。また、インフラの老朽化対策や大規模災害への備えを充実させるため、地方への財政支援の拡充等を図ること。</li> </ul>   |

| 要請項目                    | 類型                      | 要請すべき施策等  |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域間の交流・連携の促進につながる道路整備をはじめ、河川、海岸、砂防、下水道及び港湾施設等の計画的な維持・整備により、豊かな生活環境や活力ある地域づくりを進めていくため、交付金事業予算の増額等、必要な社会資本整備予算を十分に確保すること。</li> <li>・併せて、積雪寒冷地の実情を踏まえた予算の配分を行うとともに、地方の負担を軽減するために、地方債の対象事業や交付税を含めた財政措置の更なる拡充を図ること。</li> <li>・また、地域の活性化と豊かな暮らしを実現するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国の負担又は補助の割合の特例を平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の進捗が図れるよう拡充・見直しも含め必要な措置を講じること。</li> </ul> |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災対策などの施策を盛り込み、関連する施設の整備を積極的に進めているところである。</li> <li>・今後、将来予測される大規模地震に備え農業水利施設等の長寿命化や耐震化など迅速に対応するための十分な財源の確保をお願いしたい。</li> <li>・あわせて、治山林道などの公共土木施設の再整備や、耐震化、長寿命化の推進について、予算的配慮をお願いしたい。</li> </ul>  |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本の計画的な整備に必要な財源の確保</li> <li>・既存の社会資本施設について、トンネルや水門、港湾施設等の予防的な修繕や舗装といった日常の生活に密着に関連するものまで、計画的な更新などが着実に実施できるよう、財政的、技術的な支援</li> <li>・南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、地震防災上緊急に整備すべき施設整備、「津波防災地域づくりに関する法律」の実効性確保、高台移転及び地籍調査の推進など事前防災や減災に資するハード・ソフトの対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置</li> <li>・防災機能の向上に資する無電柱化事業推進に向けた必要な財源の確保及びコスト縮減とコンパクト化を図る技術開発の推進</li> </ul>                  |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方が重点化を図りたい公共インフラ整備事業への重点配分</li> <li>・地形特性を踏まえ、国土強靱化に向けた事業への重点配分</li> <li>・国土強靱化に向けて、引き続き緊急防災・減災事業の対象事業範囲の拡大、継続を要望したい。</li> </ul>   |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修等のハード対策を推進する予算の確保や、情報提供、避難体制等の充実・強化を図るソフト対策を推進する交付金制度の拡充をお願いしたい。</li> <li>・適切な維持管理等を行うためには、補助対象の拡大や補助率の嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方負担を軽減する国の支援をお願いしたい。</li> <li>・府民の生命を守るため、土砂災害対策に係るハード・ソフト一体となった安心・安全対策を推進する「防災・安全交付金」を増額確保していただきたい。</li> <li>・港湾施設の維持管理を適切に行うために必要な予算について、現行制度では補助採択されない経費について補助されるよう検討願いたい。</li> </ul>  |

| 要請項目   | 類型                      | 要請すべき施策等  |
|--|-------------------------|---|
| 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり  | 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震改修に対する補助限度額を耐震改修工事費の 1/2 とするなどの制度の見直しを行い、国と地方負担を同額としたうえで、補助額を引き上げ、住宅所有者の経済的負担の軽減により、耐震改修の促進を図ること</li> </ul>   |
|  |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方の鉄道の安全輸送やバス路線並びに離島航路の維持・確保のために、現行補助制度の補助率を維持するとともに必要な予算を確保すること。</li> </ul>   |
|  |                         | <p>&lt;道路&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生を進めていく上で、人や企業の地方分散が必要であり、公共インフラの地域間格差是正は必要不可欠である。</li> <li>さらに、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震をはじめ、防災・減災の観点から高速道路ネットワーク整備によるリダンダンシーの確保及び暫定 2 車線区間の 4 車線化による強靱な国土づくりをさらに推進していく必要がある。</li> </ul>   |
|  |                         | <p>&lt;河川&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民の安全・安心を確保する国土の強靱化を推進するために不可欠な財源である防災・安全交付金の所要の総額を確保した上で、財政力の弱い地方に重点的に配分していただきたい。</li> <li>また、近年頻発する大規模災害に対するソフト・ハード一体となった減災対策を円滑に推進するためにも、想定最大規模の降雨を想定した避難などのソフト対策の技術的支援を行うとともに、洪水時にリスクの高い危険箇所の早期整備等に必要な事業費の総枠確保をお願いしたい。</li> </ul>  |
|  |                         | <p>&lt;治山砂防&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止のための施設整備率は依然として低く、砂防事業等を強力に推進する必要があることから、予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政支援を要望する。</li> <li>老朽化する砂防関係施設の長寿命化施設計画に基づく機能確保のため、施設の改築や維持管理に必要な財政支援を要望する。</li> <li>地方が行う住民への防災教育等による防災意識の向上や、地域防災の担い手となる自主防災組織等の活動の活性化をはじめとした住民の主体的な行動につながる地域防災力の強化の取り組み等について、財政支援を要望する。</li> </ul> <p>&lt;港湾&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リダンダンシーや物流効率化による産業振興、また、我が国の成長戦略の柱である観光振興のためには、日本海側海上輸送網の整備は重要である。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、十分な予算を安定的・継続的に確保すること。また、平成 28 年度に全国防災事業が廃止されたことにより財源が減少していることを踏まえ、地方においても計画的に対策に取り組めるよう全国防災事業に代わる新たな財政支援制度の創設並びに緊急防災・減災事業債の恒久化など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。</li> </ul> |                         |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地方に安定した雇用の場を確保するためには、産業を振興するとともに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るため、ミッシングリンクを解消することが何より重要であり、そのための予算を確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、早期に整備が必要な地域に重点的に配分すること。</li> </ul>  |                         |   |

| 要請項目                    | 類型                      | 要請すべき施策等   |
|-------------------------|-------------------------|--|
| 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理等を行うためには、補助対象の拡大や嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方負担を軽減する国の支援が必要である。</li> <li>河川改修等のハード対策を推進する予算の確保や、避難体制等の充実・強化を図るソフト対策を推進する交付金制度の拡充が必要である。</li> <li>幹線道路の整備を着実に進めていくためには、持続的・安定的な予算の確保が重要である。このため、道路予算の総枠を確保するとともに、道路財特法の規定による嵩上げ措置を来年度以降も継続することが必要である。</li> </ul>  |
|                         |                         | <p><b>【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インバウンドの更なる拡大や、全国各地への波及に向けて、移動の活性化を図るために、「地方創生回廊」として、陸・海・空の交通インフラの拡充を図ること。</li> <li>地域における高齢者など交通弱者対策や着地型観光の二次交通対策として地域の交通手段の確保を図るための支援制度を充実すること。</li> <li>未来を見据えた新たな国土軸の形成と、大規模災害におけるリダンダンシーの確保として、四国や山陰、東九州における高速鉄道網について、構想を具体化すること。</li> </ul>   |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>水害などの頻発化・激甚化や南海トラフ地震・首都直下地震の発生等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾など社会資本の防災・減災対策の重要性が高まっており、地方が必要と考える防災・減災対策を行うとともに、社会資本の老朽化対策、並びに地方創生に資する産業・経済の活性化や活力ある地域づくりのための道路や港湾などの社会資本の整備のため、当初予算で十分な予算を安定的・継続的に確保すること。</li> </ul>  |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>高規格道路は、経済の活性化を目指す取り組みと一体となって地域の経済活動に大きな効果をもたらすとともに、大規模災害への備えとして地域の防災力向上に不可欠であることから、道路関係予算を拡大したうえで、国において早急に整備が進められるべきである。</li> <li>地震・津波対策については、全国防災事業に代わる新たな財政支援制度の創設など、国の積極的な財政支援が必要である。</li> <li>特に、住宅の耐震対策は、津波対策などの様々な地震対策の前提条件となる上に、ガレキの処理、仮設住宅や災害公営住宅の建設などに係る公費支出の削減等に寄与する、いわば“入り口”に位置づけられるもので、命に直結する“公共事業”である。</li> <li>このため、南海トラフ地震のような広域かつ大規模な災害からの復旧・復興に係る公費支出と、事前の対策による当該支出の削減効果を定量的に評価した上で、より一層手厚い財政措置、簡易で安価な工法の開発と普及など、住宅の耐震対策の抜本的な強化が必要である。</li> </ul> |
|                         |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少に伴う地域活力低下が懸念されるため、早急に対策を講じなければならない地方の社会資本は、必要な予算で早期に整備しなければならない。</li> <li>財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成 29 年度末でその特例が切れることから、平成 30 年度以降も継続していただく必要がある。</li> </ul>   |

| 要請項目                    | 類型                      | 要請すべき施策等  |
|-------------------------|-------------------------|---|
| 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | 公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>水産庁における漁港漁場事業の予算配分にあたっては、漁港漁場整備長期計画の重点課題である社会資本の防災・減災対策及び老朽化対策については、計画的な事業の推進に必要な予算の確保をお願いしたい。</li> </ul>  |
| その他                     |                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交流拠点としてのスタジアム・アリーナ整備等に対する財政措置を講ずること。</li> <li>地方の努力のみでは東京圏への人の流れを食い止めることには限界があり、東京一極集中の是正に向け、抜本的な少子化対策、地域経済の再生とともに、移住定住や二地域居住に係る国民的意識の醸成、地方への企業の移転促進や地方大学の振興等について、より実効性のある取組を実施すべきである。</li> <li>一層の地方分権の推進に取り組むこと。</li> <li>※地方創生における、「地方」や「東京圏」のとらえ方についての神奈川県意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生において、東京一極集中の是正が必要だということは認識しているが、問題は「東京 23 区」への「過度な」一極集中ということである。神奈川県は今も県全体で人口が増加しているものの、県内を見渡せばすでに人口減少している地域もある。</li> <li>東京圏とは、「東京 23 区」のことであるという認識に立ち、各種政策を進めていただきたい。</li> </ul> </li> <li>真の地方創生を実現し、地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。</li> <li>現状での地方税財政制度においては、地方と国の歳出比率が 6 対 4 であるのに対し、税源配分は 4 対 6 であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。</li> <li>地方が自由に使える財源の拡充につながる地方税財政制度の抜本的改革が不可欠である。</li> <li>(観光客増加と更なる観光客誘致への対応のための新たな税財源措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>地方における観光施策の実施のため、必要かつ十分な新たな税財源を確保する措置を講ずるべき。</li> </ul> </li> <li>まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020 年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という基本目標を安易に下方修正することなく、東京一極集中の是正に向けた取組を、国家戦略として大胆に、あらゆる手段を講じて取り組むこと。</li> <li>国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定を受けて、地方では地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、施策の効果検証を行っている。しかしながら、東京一極集中への是正は歯止めがかかっていないため、国においても、施策の効果検証が必要である。</li> <li>東京における企業の大規模な事業所の新設・増設の制限の立法措置などの抜本的な対策を図る必要がある。</li> <li>地方創生は大変息の長い取組であり、腰を据えて地道に取り組んでいくことが何よりも重要だと考える。</li> <li>国には、ぶれることなく、安定した地方創生の取組を求める。国のこうした姿勢が、国民に安心感を与え、特に子供を産み育てることへと繋がっていくものと考えている。</li> </ul> |